

神戸市学校施設 開放事業の歩み 【文献調査】

令和3年2月

和田 道夫

目 次

第 1 章	神戸市学校施設開放事業の歩み	1
1	制度のはじまり	3
2	制度の整備	7
3	制度の拡充	12
	(1) マナビィひろば事業	18
	(2) 総合型地域スポーツクラブ事業	22
	(3) 神戸っ子のびのびひろば事業	27
4	制度の改革	37
第 2 章	学校施設開放事業に関する法規制	45
第 3 章	教育白書・文部科学白書から見た	
	学校施設開放事業の歩み	53

第1章 神戸市学校施設開放事業の歩み

令和2年度「学校施設開放の手引き」神戸市教育委員会

◆事業の沿革

運動場・体育館などの学校施設は、普段は授業や学校行事のために使われる学校教育施設ですが、地域の住民交流・生涯学習の拠点となる社会教育施設としても使われることがあります。神戸市では、昭和40年代から学校施設開放を委託事業として実施してきましたが、社会情勢や地域活動が大きく変化してきた経緯をふまえ、地域住民による自主事業と位置付け、平成27年度より新しい制度に移行しました。

◆学校施設開放とは

学校施設開放は、①神戸市内の市立学校施設を、②学校教育に支障のない範囲において、③原則として現状有姿のまま、④地域住民の交流・生涯学習拠点として開放するものです。市有施設の目的外使用許可に相当し、本来であれば使用のつど学校長に許可を得る手続が必要ですが、学校施設開放については、神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月神戸市教育委員会規則第10号)に定めがあり、神戸市立学校施設開放事業要綱(平成27年3月6日)に沿って実施します。ここでは、学校施設開放運営委員会が提出する利用計画及び使用許可申請をもとに教育委員会が許可します。

◆学校施設開放事業のあゆみ

(制度のはじまり)

昭和30年代初頭 小中学校に隣・近接して児童公園を配置「学校公園構想」の端緒となる

昭和34年 運動場開放実施要領の策定(学校施設開放事業構想)

昭和40年 五位の池小・六甲小で運動場開放開始

昭和43年 学校開放を通じて地域住民のコミュニティづくりを進める「学校公園構想」を発表

昭和47年 神戸市マスタープラン実施計画「神戸市生活環境基準・中期計画」に位置づけ

(制度の整備・拡大)

昭和44年 学校施設開放利用者を児童から一般市民に拡大

学校図書室開放(市民図書室)開始

昭和45年 プール開放開始

幼稚園庭開放「幼児のひろば」開始

中学校体育館開放開始



- 昭和 4 7 年 小学校教室開放開始
 中・高校運動場開放開始
 市教育委員会施設課に学校開放係新設（昭和 55 年～管理課）
- 昭和 4 8 年 施設開放運営委員会を開放形態単位から「1 開放校に 1 委員会」制へ
 専任の開放管理者と指導員配置
 学校公園構想のモデルとして高倉台学校公園を運営
- 昭和 5 2 年 神戸市立学校施設開放に関する規程制定（神戸市方式の確立）

（学校施設開放事業の役割の変遷）

- 昭和 3 0 年代 急激な市街化・宅地化が進み、子供が増える一方で遊び場が減少
 車社会の進展により交通事故が増加
 ⇒学校の運動場を開放し、子供の安全な遊び場を確保する
- 昭和 4 0 年代 生涯学習や住民交流、地域コミュニティづくりを重要施策として位置づけ
 ⇒地域に開かれた学校、生涯学習や地域活動拠点となる空間を目指す
- 平成以降 核家族化・高齢化による血縁・地縁社会の変質
 バブル崩壊・震災を契機とした「豊かさ」意識の変化
 少子化による学校統廃合で「まち」の形が変わる
 ⇒学校が地域のまちづくり・住民交流・生涯学習事業の拠点機能を担う

（制度の見直し）

- 全市拡大後は質的向上を図る（運営委員会向けの研修会・連絡会）
- 平成 4 年 教育委員会の学校管理部門から社会教育部門へ移管
 一般開放方式（市街地・自由開放）と特別開放方式（新市街地・地元優先開放）を統一
- 平成 1 0 年 神戸市社会教育委員会議の提言にもとづき、マナビィひろば事業開始※ 1
- 平成 1 2 年 総合型地域スポーツクラブ（スポーツクラブ 21 ひょうご）事業開始
- 平成 1 9 年 放課後子ども教室推進事業（神戸っ子のびのびひろば）開始※ 2
 →平成 2 4 年 こども家庭局へ移管
- 平成 2 1 年 学校施設開放事業に関するアンケート実施
- 平成 2 2 年 学校施設開放あり方検討会
- 平成 2 5 年 新制度への移行開始
- 平成 2 7 年 制度改正（本格実施）
 マナビィひろば事業廃止

1 制度のはじまり

昭和	34	運動場開放実施要領の策定(学校施設開放事業構想) 全市小・中学校の運動場開放につき通達を発し、運動場開放を呼びかける
	40	○五位の池小学校。六甲小学校で運動場の開放開始
	42	神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月神戸市教育委員会規則第10号)
	43	学校開放を通して地域住民のコミュニティづくりを進める「学校公園構想」を公表
	44	○学校施設開放利用者を児童から一般市民に拡大 ○夜間運動場、休日昼間プールの開放開始 ○市民図書室を学校図書室に併設して開放開始
	45	○夜間体育館の開放開始
	47	○学習、集会の場として教室開放、中・高校の休日運動場の開放開始
	47	神戸市小学校教室開放要項、神戸市と教室開放委員会との委託契約
	47	神戸市学校施設開放運営規約の制定

「神戸市学校施設開放」平成元年度神戸市教育委員会

○昭和34年、学校の運動場開放を進めるために、「運動場開放実施要領」を策定し、全市の小・中学校に通達を出した。

○しかし、学校を「聖域」とする考え方や、管理上のトラブルに対する危惧と責任問題などの多くの困難にぶつかる。

○学校における宿日直廃止にともなう管理不安が重なる。

○6年後の昭和40年に2校の運動場を開放し、やっとのことで学校開放が軌道に乗るに至った。

○この頃の学校開放は、運動場のみで、開放対象は、児童・生徒・青少年団体に限っていた。

○昭和43年、宮崎神戸市長（当時助役）が「都市問題」（4～6月号）に「学校公園」と題する論文を発表、「学校施設や空間を単なる学校教育の場としてとどめることなく、コミュニティづくりの中心として発展させるべきである」と提唱し、関係者に大きな教示を与えた。

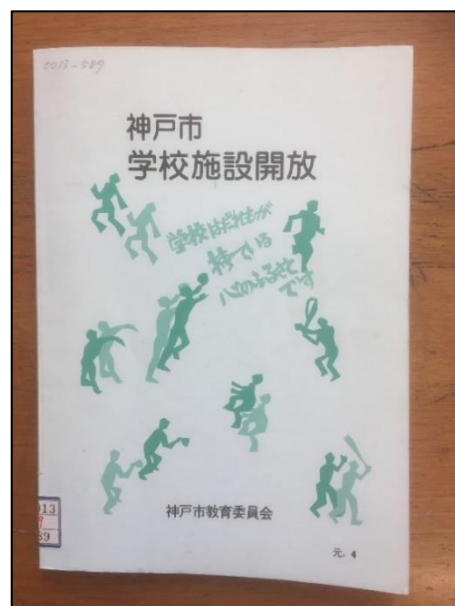
○「学校公園」を地域の核として考える以上、開放対象は、児童・生徒に限られるべきでなく、また開放形態も運動場に限定されるべきでないとして昭和44年からは一般市民を対象に、夜間運動場、夜間体育館、休日昼間プールを開放し、また、市民の読書意欲にこたえ、市民図書室を学校図書室に併設した。

「神戸市学校施設開放概要」昭和47年度神戸市教育委員会

○昭和47年3月 コミュニティ作りの具体的施策として、従来の学校開放の中に、新しく教室開放を加え、地域社会の人的環境の改善と文化教養の向上を図る方針を明らかにした。

○まず20校開放を計画した。

○全市の小中学校の中で最も適当と思われる地域の小学校20～30を選び、当該校の校長に個々に交渉し、協力を求めた。



・東灘区では御影小、本二小、渦が森小の3校で、灘区2校、葺合区2校、兵庫区5校、長田区2校、須磨区2校、垂水区4校

・学校運営に支障が来さないよう、原則として、放課後および休日（午後の土曜日を含む）とし、月間2～8日をこれにあてる。

○開放校については、開放に必要な施設、設備および開放管理者の委嘱等の措置をおこなった。

「神戸市学校施設開放」平成元年度神戸市教育委員会

年度別小学校施設開放校数の一覧表

		S40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
運動場	運動公園	2 六甲 五位ノ池	3	2	2	2	4	4 住吉	4 東灘 御影	4 魚崎 本三	2
	児童公園				3 美野丘 吾妻 東川崎	3	8	8	8	10	5 渦が森
	夜間					2 若葉 五位ノ池	2	2	2 東灘	4	2
体育館	夜間						1 湊山	1		2	1
	休日										
プール	昼間					2 西灘 五位ノ池	4	4 住吉	6	4	5
市民図書館						2 吾妻 中道	3	4	3 東灘	4	3
教室									19 本二 御影	19 東灘 魚崎	10

		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
運動場	運動公園				1 本南	2 福池		1 本二		1			1 本庄
	児童公園			2	2	2 福池	2		1	1 御影北			
	夜間		2	2	1 本南	2 福池	1 渦が森						
体育館	夜間	1		1	1	2	2	1	1		1 御影		1
	休日				2	2	2	1 渦が森	1	2 御影			
プール	昼間	3	2	5 本三 御影	6	4	4 本一 御影北 福住	1 渦が森	2	3 魚崎	3 本南	1	
市民図書館		2	2 御影	2	2	2	2	2	2	3	4	1	1
教室		3	3 本三	1	3	3	3	1	1	2 渦が森	1		1

神戸市小学校教室開放要項

1 目的

教育基本法および本年度努力目標に基づき、学校施設特に教室を公共的利用に供するため、地域社会に開放し、社会教育の一助に資することを目的とする。

2 方針

本市は上記目的達成のため、昭和47年度より年次計画に基づき、向後5～6年のうちに全校園を開放する。

3 開放教室

原則として既設の特別教室、会議室、普通教室とする。

4 開放管理者

神戸市教育委員会は、教室開放に伴う管理事項を処理するため、開放管理者をおく。

- 1 開放管理者は、別に組織する、教室開放運営協議会の推薦により神戸市教育委員会が委嘱する。
- 2 開放管理者は、教室開放運営協議会の計画した、月間利用計画に基づき、開放教室管理の責任を負い、学校運営にできるだけ支障を及ぼさないよう、常に配慮する。
- 3 開放管理者が処理すべき業務は、次の通りとする。
 - ア 開放教室の事前の準備、整理整頓、火災盗難予防措置。
 - イ 神戸市教育委員会および、学校当局との連絡。
 - ウ その他開放に関する業務。

5 教室開放運営協議会！

各学校においては、上記目的達成のため、教室開放運営協議会をおく。

- 1 教室開放運営協議会は、PTA会長・学校長・PTA関係役員・教頭・その他地域社会の各種団体の中から適任と思われる人、および、前項開放管理者をもって組織し、代表者を決定する。
- 2 教室開放運営協議会は、月間教室開放計画を立案し、その運営を審議する。
- 3 教室開放運営協議会の細則は別に定める。

6 開放時間

教室開放は、学校運営に支障を来さないよう、原則として、放課後および休日(土曜日の午後を含む)とし、月間2日～8日をこれにあてる。

7 経費

- 1 開放管理者に対しては、報酬を神戸市教育委員会が支払う。
- 2 運営協議会に対しては、運営費として委託料を支払う。

8 その他

開放教室は、特定の政党、宗教団体の活動、および営利を伴う行為または、それに類似する行為の利用は認めないものとする。

神戸市と教室開放委員会との委託契約

委託契約書

(業務内容)

第4条 業務の内容は、別に定める委託業務内容書によるものとする。

委託業務内容

(委託業務)

乙は、次の業務内容を履行する。

(1) 神戸市立 学校教育施設の神戸市民への開放について、その利用運營業務

開放期間 昭和 年 月 日より、昭和 年 月 日まで

開放内容 調理・音楽・美術・その他市民の教養を高める諸講習会等。

開放のための使用教室

特別教室、会議室、普通教室等

委託料の支出

委託金額 ¥ 円については運営費にあてる。

(業務の履行)

乙は、業務の履行にあたって、関係諸法令、神戸市契約規則を遵守し、甲の指定する職員の指示に従い、委託金額をもって業務を完遂しなければならない。

教室開放校一覧

区名	開放校名	開始月	備考
東灘区	御影小	47年 7月	教室開放は、学校運営に支障を来さないよう、原則として、放課後および、休日(土曜日の午後を含む)とし、月間2~8日を、これにあてる。
	本山二小	" 7	
	渦が森小	" 10	
灘区	六甲山小	" 7	
	稗田小	" 7	
葺合区	二宮小	" 9	
	上筒井小	" 10	
兵庫区	南五葉小	" 7	
	桜の宮小	" 7	
	中道小	" 9	
	荒田小	" 10	
長田区	湊山小	" 10	
	池田小	" 7	
	丸山小	" 10	
須磨区	千歳小	" 7	
	大墨小	" 10	
垂水区	乙木小	" 7	
	神陵台小	" 7	
	玉津二小	" 8	
	垂水小	" 9	

2 制度の整備

昭和	47	神戸市立学校施設目的外使用規則の改正 (学校開放事業は目的外使用規則の適用外になった)
	52	学校施設開放運営委員会規約整備について(神戸市教育委員会管理課長) 神戸市学校施設開放運営規約の廃止
	52	神戸市立学校施設開放事業に関する規程(教育長訓令甲第6号)(神戸市方式の確立)
	58	運動場開放(児童・運動公園)の利用について(管理課長神教委管第327号)

「神戸市学校施設開放概要」昭和47年度神戸市教育委員会

学校施設を目的外に使用しようとする者は、「神戸市立学校施設目的外使用規則」の第8条(使用許可の申請)の規定に従って、使用許可申請書を提出し、その許可を得なければならないことになっている。学校施設開放事業も、その趣旨・目的は別として、学校施設を使用する以上、目的外使用にほかならないが、昭和47年10月26日、目的外使用の一部が次のように改正された。

即ち、第15条を第16条とし、第14条の次に次の一条を加える。

神戸市立学校施設目的外使用規則

(学校開放事業)

第15条 学校開放事業に関することについては、この規則を適用しない。

2 学校開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

昭和51年に文部省事務官通達「学校体育施設開放事業の推進について」が出され、文部省も学校開放に力を注ぐようになり、予算措置も講じられるようになった。

昭和52年に、「神戸市立学校施設開放事業に関する規程」を策定した。

「神戸市の学校施設開放」昭和53年3月神戸市教育委員会

学校施設開放運営委員会規約整備について

昭和52年2月1日

神戸市教育委員会管理課長 二階堂弘行

今回今までの規約を整備することになり、後記のようになりますので各位におかれては、この趣旨にそって事業をお進めくださるようお願いいたします。

規約整備の目的

昭和47年度、学校開放係が新設され、神戸市学校施設開放運営規約が制定された。

この規約は、神戸市立学校公園構想と、法的根拠としては、教育基本法第7条・学校教育法85条・

社会教育法44条ならびにスポーツ振興法13条に基づき、幼児・児童・生徒の安全な遊び場の確保、及び市民が身近かに利用できるスポーツレクリエーションと、社会教育の場として、神戸市立学校の施設を教育活動に支障がない範囲において開放し、市民の健康増進と文化・教養の向上を図り、学校を地域のコミュニティセンターとして育成することを目的としていた。

その後文部省も神戸市の施策を追うように学校開放に力を注ぐようになり、次々と予算措置を講じるようになった。

昭和51年6月には本田宏文部事務次官名で「文体体第146号学校施設開放事業の推進について」が各都道府県教育委員会宛に出されるまでに至った。

この要旨は、

1. 学校体育施設開放事業の実施主体は教育委員会であること。
2. 教育委員会は学校開放事業に必要な事項を定め、管理責任が教育委員会にあることを明確にすること。
3. 学校施設開放時における施設の管理責任者を指定し、利用者の安全確保及び指導にあたる管理指導員を置くこと。
4. 利用者心得、施設・設備の破損等に伴う弁償責任、事故発生時の措置等を定めること。
5. その他、地域及び学校の実態に即し、地域住民の要請に応え、開放の効果があがるようにすること。等々

についてふれている。

また、学校開放事業の国の補助金についても、教育委員会規則に準じるものがなければ、今後の交付は難しいという説明があったりした。

以上の事情から、今までの本市の開放規約は、大体上記の条件を満たすものではあるが、規程的なもの要項的なものが混在しているきらいがあるので、この際整備することになった。

「神戸市学校施設開放」平成元年度神戸市教育委員会

神戸市立学校施設開放事業に関する規程について

この規程は、一般市民が身近に利用できるスポーツと学習の場として、また幼児・児童の安全な遊び場として、学校施設を教育活動に支障のない限り開放し、市民の健康増進と教養・文化の向上を図り、あわせて地域住民の近隣センター、もしくはコミュニティセンターとして育成することを目的として作られたものである。

さて、この規程及びこれに付帯する準則・要綱等について説明すると、

まず(1)、この規程は、昭和52年2月1日付で今までの「神戸市学校施設開放運営規約」を整備したものであるが、この整備の主たるねらいは、

1. 学校施設開放事業の実施主体は教育委員会であること。
2. 学校施設開放事業に必要な事項を定めるとともに、管理責任が教育委員会にあることを明確化すること、等であり

次に(2)、の「神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則」は、前の規程の第11条(企画・

運営の委託)の項をうけ、各開放校において最低設けるべき基準としての要項を示したものである。

各開放校・地域に特殊な事情のある場合は、それぞれにおいて、必要な項目を追加すればよいわけである。

また、この要項の他に、各開放校の開放種目ごとに、「利用のきまり」を作成して、利用者に徹底させなければならぬことは、言うまでもない。

最後に(3)、の「学校施設開放管理者及び学校施設開放指導員に関する要綱」は、学校施設開放事業における施設の管理運営にあたる管理者・指導員の身分、勤務等を明確にしたものである。(市民図書室管理者もこれに準ずる)

(1) 神戸市立学校施設開放事業に関する規程

神戸市立学校施設開放事業に関する規程

昭和52年2月1日

教育長訓令甲第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育長事務委任規則及び神戸市立学校施設目的外使用規則に基づき、神戸市立学校施設開放事業(以下「開放事業」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 開放事業は、社会教育事業の一環として、神戸市立学校の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図る生涯学習の拠点とするとともに、学校をコミュニテイスクールとして育成することを目的とする。

(開放校の指定)

第3条 開放事業を実施する学校(以下「開放校」という。)は地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して指定する。

(開放施設)

第4条 開放施設とは、次の施設をいう。

(1) 体育施設 運動場、体育館(講堂)、プール等

(2) 文化施設 図書室、教室等

2 前項に掲げる施設は、地域及び学校の実情を考慮して整備する。

(開放日時)

第5条 開放の期間、曜日及び時間は、別に定める。

(学校施設開放管理者及び学校施設開放指導員)

第6条 開放校に学校施設開放管理者(以下「開放管理者」という。)及び学校施設開放指導員(以下「開放指導員」という。)を置くことができる。

2 開放管理者及び開放指導員は、教育長が委嘱する。

3 開放管理者は、開放事業の運営に従事する。また、学校施設開放時間中に従事する際は、開放指導員と同様に、開放施設設備等の管理にあたりるとともに、指導及び事故の防止に努める。

(利用対象者)

第7条 開放施設を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。

(利用の禁止)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用その他政治的活動のための利用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある利用と認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(事故の責任)

第9条 開放中発生した事故については、施設、設備の不備に基づくものを除きすべて利用者の責任とする。

(利用者の弁償責任)

第10条 利用者は、開放中に施設、設備を故意又は重大な過失によって、破損若しくは滅失したときは、これらを原状に復しその弁償の責任を負わなければならない。

(企画、運営の委託)

第11条 開放事業の企画及び運営については、公共的団体に委託するものとする。

(施行の細目)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則

省略

(3) 学校施設開放管理者及び学校施設開放指導員に関する要綱

省略

昭和58年3月14日

神戸市立小学校施設開放運営委員会

顧問 (学校長) ・ 会 長 様

神戸市教員委員会総務部

管理課長 加茂川 守

運動場開放 (児童・運動公園) の利用

について (通知)

平素は、学校施設開放事業について何かとご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

…… (中略) ……

野球やサッカーなどの少年少女の団体スポーツは、最近ますます盛んになってきているにもかかわらず、利用できる広い場所は、全く確保されていません。そのために学校の運動場利用の要望は強くなる一方であります。

そこで、学校の施設開放運営委員会が地域の実状に即して、一部団体利用を認めることは、運動場開放により効果的な利用につながるものと考えます。時間帯を考慮して、少年少女のスポーツ振興のために、団体利用について柔軟に対処していただければ幸いです。

もちろん、地域や学校によってそれぞれ実状がちがいますから運営委員会で開放するための条件も含めて、ご検討くださるようお願いいたします。

〈ある学校の運動場開放の例〉

9 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0	少年野球チーム
1 1 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	一般自由開放
1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	少年少女サッカーチーム

なお、上記開放例のように、すでに地域の実態に即した運動場の利用を運営委員会で検討し推進していただいている開放校も数多くあります。

3 制度の拡充

平成	10	○「マナビイひろば事業」を開始
	10	○「総合型地域スポーツクラブ事業」を開始
	19	○「放課後子ども教室推進事業」(神戸っ子のびのびひろば)を開始

神戸市教育史 第四集	
第3章生涯学習	
第1節 生涯学習の概要	第11節 学校施設開放事業

○昭和40年に始まった学校施設開放事業は、学校公園構想の理念のもと市民の健康増進、文化教養の向上を図るとともに、学校を地域コミュニティの核として育成することを目的とした。以来、小学校運動場を運動公園、児童公園として開放したり、運動場、体育館、学校プールの休日・夜間開放のほか、余裕教室等を市民図書室として市民に開放したりしてきた。また、幼稚園庭を開放し安全な遊び場、幼児の健全育成の場とする「幼児のひろば」も併せて実施してきた。

学校施設開放校数年度の推移

	小学校	中学校	高等学校	その他	幼児のひろば	合計
平成元	151	28	6	1	5	191
6	165	30	6	2	13	216
11	172	19	3	2	16	212
21	165	17	1	2	29	214
25	165	12	1	2	28	208



○震災以降の行財政改善の必要性から、9年度以降の学校施設開放事業について見直しを行い、社会教育事業の一環として実施する学校施設開放を生涯学習の拠点と位置付けた。

○学校施設開放事業は、身近な文化活動やスポーツの場所として多くの市民に親しまれてきた。しかし、制度が施設の開放に重点を置いたものであったことや地域での人材確保の難しさもあり、運営面での硬直化、利用者の固定化等の傾向が見られるようになった。その一方で、震災時に学校が地域の中心的存在であることが改めて認識されたことや14年度から完全学校週5日制が導入されること等により、子供たちの地域で過ごす時間が増加することを見越して、地域と学校が連携して子育てに取り組む関係づくりが一層重要視されるようになった。

○こうした中、10年5月、社会教育委員会議から「今後、学校施設を生涯学習の拠点として、より積極的に位置づけ、そこで多様な学習活動が行われるよう、ソフト面重視の方向に転換していき、学校を拠点とした生涯学習のモデル事業と学校を拠点とした生涯スポーツの振興を実施すべき」との提言が出された。

○平成10年度には、文部省・都道府県が主催する第10回全国生涯学習フェスティバル兵庫大会が神戸市を主会場として開催され、9月30日から10月4日までの5日間、ポートアイランド、六甲アイランド両会場をはじめ、神戸文化ホール、各区会場において実施された。

○同年、本市の生涯学習事業、生涯学習に関する関連資料をまとめた「神戸市生涯学習ハンドブック」を作成した。ここには、学校施設開放事業を基盤にしたKOBEMANAビィひろば事業、地域スポーツクラブ育成事業などのモデル事業の実施や、完全学校週五日制を踏まえての学校と地域社会が協働して子供たちを育てていこうという「学社融合」の考え方の広まりや文部省の「全国こどもプラン」の展開に関する資料を掲載した。



教育白書 平成元年度

第2部 文教施策の動向と展開 第2章 生涯学習の振興

(出典)

○我が国が21世紀に向い、豊かで活力ある社会を築いていくためには、学校中心の考え方を改め、学歴社会の弊害を是正し、人々の生涯にわたる学習の成果が適正に評価される社会を形成することが求められている。生涯学習体系への移行を要請する社会的背景として、次のような諸点が考えられる。

- 1) 我が国の近代化の過程で、学校教育が量的に拡大し、普及した一方、学校教育への過度の依存に伴う弊害が大きくなっており、若年期のみならず、人生の各時期における学習の成果に対し適正な評価が行われる社会の方向を目指すことが望まれていること
- 2) 所得水準の向上、自由時間の増大、高学歴化、高齢化などが進行するいわゆる成熟社会においては、生涯の各時期・各領域において人々の学習やスポーツ、文化活動等に対する意欲が強まるとともに、学習活動自体に人生の充実感を求める傾向が強まるなど多様で高度な学習需要が増大していること
- 3) 科学技術の高度化、情報化、国際化、経済のソフト化などの社会の変化に伴い、人々が絶えず新たな知識技術を修得することを必要としていること

○文部省では、生涯学習を振興していくため、1)生涯学習の推進体制の整備等、2)学校教育における基礎基本の徹底と自己教育力の育成及び生涯学習機関としての学校の充実、3)生涯学習の機会・場として重要な役割を果たす社会教育・文化・スポーツの振興等に取り組んでいる。

第一に、生涯学習の推進体制の整備等としては、都道府県・市町村において教育委員会と首長部局との連絡調整機関の設置を進めているほか、生涯学習活動重点地域整備計画策定事業の推進、生涯学習フェスティバルの開催等を進めている。・・・

第二に、学校教育においては、学習するための意欲・態度や主体的に考える能力のかん養を図るとともに、基礎基本を徹底し、個性を生かす教育をさらに発展させることが必要である。・・・高等学校や大学の公開講座等による学校の機能・施設の社会への開放等の施策を推進している。

第三に、社会教育の振興については、人生 80 年時代に対応した多様な学習機会の整備、家庭や地域の教育機能の活性化、人々の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実、学習活動に関する指導者等の養成・確保に重点を置いた施策を推進している。

また、文化・スポーツの振興についても、施設の整備充実、指導者の養成確保、各種事業の推進等により、その振興に努めている。

○生涯学習フェスティバル

本年度から生涯学習フェスティバルを開催する。本事業の目的は、広く国民に対し、生涯学習活動を実践する場を全国的な規模で提供すること等により、国民一人一人の生涯学習への意欲を高め、学習活動への参指している。第 1 回は、「新しい風 生涯学習」を総合テーマとし、本年 11 月に千葉県千葉市の幕張メッセにおいて開催することを予定している。



【マナビィとは？／マナビィ辞典（用語解説） 横浜市ホームページ】

○文部科学省の依頼により、故・石ノ森章太郎（漫画家）が無償でデザインした生涯学習のマスコットマークです。生涯学習の「学ぶ」とみつばちの「Bee」を合わせ、「マナビィ」と名づけられました。蜜蜂の触覚は 2 本ですが、「学」という字の頭に角が 3 本あるように、学ぶことの好きな「マナビィ」には触角が 3 本あります。そして、老若男女がいつでもどこでも楽しく学び活動するといった生涯学習のイメージを浸透させることに大きな役割を果たしています。

○マナビィが持っている「壺」に入っているものは、一見ハチミツにも見えますが、じつは、「マナ」（コエンドロ（コリアンダー））という植物の実で、イスラエルの民がエジプトを脱出し、荒野を旅していたときに天から授かり、以後 40 年間、この「マナ」だけを食べて生き延びたと言われている食べ物だそうです。石ノ森章太郎さんは、「学び」は人々が生きていく上で欠かせないものであるというメッセージを、我々に託されたのでしょうか。

○学校施設の開放

学校施設の地域住民への開放は、従来から積極的に行われている。公立小・中・高等学校施設の開放状況をみると、昭和 59 年度に運動場を開放した学校は、小学校で約 84%、中学校で約 78%、高等学校で約 45%に上っており、また体育館を開放した学校は、小学校で約 86%、中学校で約 81%、高等学校では約 33%となっている。また、大学についても、昭和 62 年度に校庭等の体育施設を開放した大学は 381 校(全体の約 80%)に上り、利用者数も延べ約 203 万人に達している。

また、文化教養活動のための学校施設の利用は、スポーツ活動のための利用に比べてまだ少ないものの、その希望は今後ますます増加する傾向にある。特に大学の図書館は、高度な学術・文化等に関する膨大な資料を所蔵しており、生涯学習社会における情報センターとしてその果たす役割は大きい。昭和 61 年度には、全大学の 96%に当たる 454 大学が図書館を一般に開放し、その利用者数は約 24 万人であった。

施設開放に伴う課題としては、施設管理の責任、事故防止などが挙げられるが、これらの管理責任の在り方を明確にするとともに指導員の配置などを工夫し、開放事業を一層拡充するよう努めることが必要である。

マナビィひろば実践報告書

★学校を地域の生涯学習の拠点に

今、人々はゆとりや生きがい、心の豊かさを求めるようになってきたといわれます。このため、身近な場所で気軽に学習活動やスポーツ活動ができる地域社会づくりが必要とされています。また、阪神・淡路大震災では、学校が果たした役割が大きく、改めて学校は地域の中心的な存在であることが確認されました。

また、青少年の健全育成は学校だけでなく、地域を中心とした取り組みの中で醸成されるものと考えられます。このため、開かれた学校づくりを基盤とした家庭・地域・学校の連携が求められています。

★新たな学校施設開放事業の展開

～マナビィひろば事業・スポーツクラブ事業・のびのびひろば事業～

◇学校を拠点にした生涯学習の推進

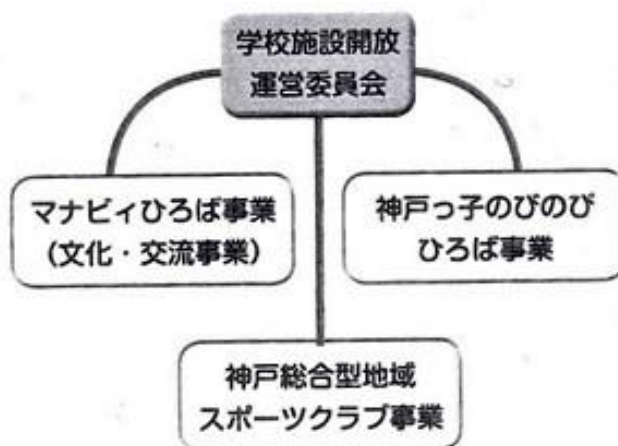
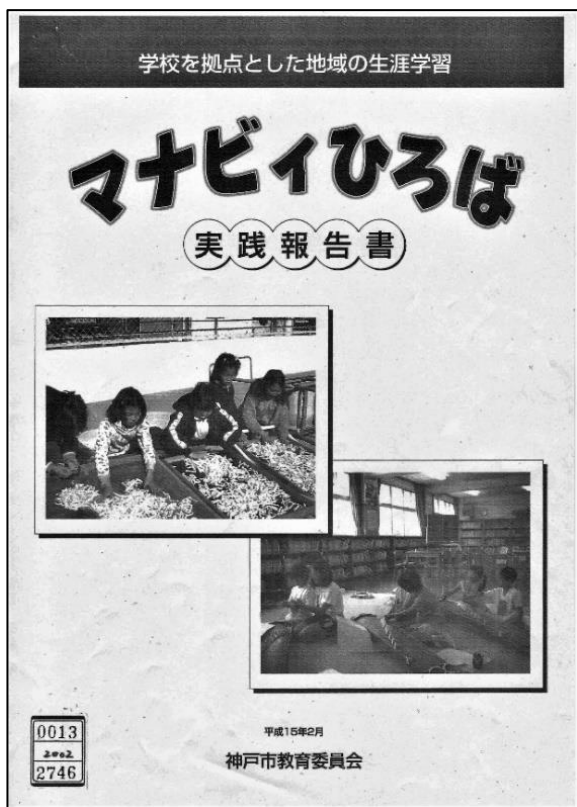
平成 10 年、神戸市社会教育委員会議は「学校を拠点にした生涯学習の推進について」を提言しました。

この中で、「地域にとって最も身近な施設である学校は、多様な機能を持った貴重な社会資源で、地域の共有財産であり、できる限り地域に開放することが必要である。そのためには、学校施設開放事業は学校施設で多様な学習活動やスポーツ活動が行えるよう、事業重視の方向に転換すべきである。」としました。

平成 10 年度、前述の提言を受け、教育委員会では生涯学習社会を地域から実現するために、施設開放運営委員会が主体となって、学校を拠点に子どもから高齢者まで、学校に集い、学び、スポーツ活動を行う事業を開始しました。

この事業は、文化的活動や地域の交流事業の企画・運営を中心とする「マナビィひろば事業」と幅広

多くの市民がスポーツに親しみ、健康づくり、仲間づくりをめざす「総合型地域スポーツクラブ事業」に分けて、学校や地域の実情に合わせて実施しています。



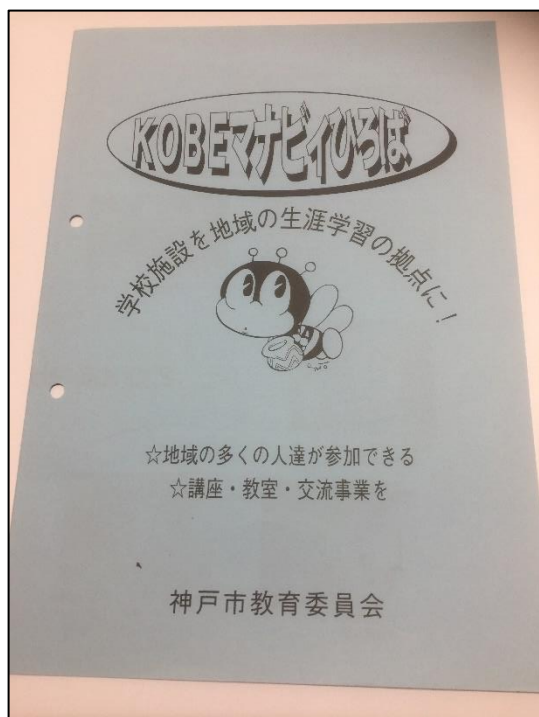
事業実施校の推移

	H10	11	12	13	14	15	16	17	18
マナビひろば	10	11	20	27	34	47	51	53	52
スポーツクラブ	9	10	10	27	60	107	147	170	169
のびのびひろば									
	19	20	21	22	23	24	25	26	実施率
マナビひろば	48	48	45	43	40	39	39	38	23%
スポーツクラブ	169	169	166	166	166	166	166	167	100%
のびのびひろば	36	83	118	123	132	139	136	136	82%

* 実施率は小学校数167に対する割合

のびのびひろば H31 実施校128 実施率 78% (小学校数164に対する割合)

(1) マナビィひろば事業



地域の拠点である小学校を中心に、地域住民のみなさんが主体となり、(1)子どもから高齢者まで幅広い層が交流したり(2)子どもたちが各種体験活動をしったりする機会を提供するのが”マナビィひろば”事業です。

その内容は、

- ①子どもたちにさまざまな体験機会や場を提供する事業（自然体験、社会体験など）
 - ②子どもたちと他の世代の交流を目的とした事業（昔遊びを知る会など）
 - ③地域の人々の交流を目的とした事業（地域文化祭など）
 - ④社会的な課題や地域の課題を学習する事業（環境・健康・福祉・歴史など）
- など、さまざまなテーマに沿っています。

	H10	11	12	13	14	17	18	19	20	21	22	26
渦が森マナビィひろば	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
魚崎マナビィひろば					○	○	○	○	○	○	○	○
にっこにこ本二マナビィひろば							○	○	○	○	○	○
東灘マナビィひろば									○	○	○	○

マナビィひろば事業実施要綱

平成15年4月

(趣 旨)

第1条 本要綱は、マナビィひろば事業（以下「マナビィ事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 マナビィ事業は、学校施設開放事業を基盤にして、地域住民の世代間交流及び生涯学習の振興を促進し、当該学区及びその周辺の子どもの遊びや体験機会を提供する事業を実施することにより、地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱の用語の定義は、「神戸市立学校施設開放事業要綱」（以下「要綱」という。）の例による。

(実施事業)

第4条 第2条の目的達成のために、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は学校開放施設を活用し、おおむね次の事業を行う。

- (1) 子どもの多彩な体験活動機会を提供する事業

- (2) 地域の多世代が交流する事業
- (3) 社会的な課題や地域の課題を学習する事業
- (4) 文化クラブやスポーツクラブ活動を行うための初心者教室事業
(実施期間)

第5条 マナビイ事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日とする。

(実施場所)

第6条 マナビイ事業の実施場所は、当該学校敷地内とする。ただし、第4条第1号の事においてはこの限りではない。

(事業の委託)

第7条 マナビイ事業の企画及び運営は、予算の範囲内において、要綱第4条第2項に基づき、学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託する。

(事業計画)

第8条 マナビイ事業の趣旨に賛同し、委託を受けようとする運営委員会は、別に定める「事業計画書」等を付した「マナビイひろば事業実施申請書」を教育委員会あてに提出するものとする。

2 教育委員会は、マナビイ事業の目的を達成するため、事業計画内容の修正を指示することができる。

(委託先の決定)

第9条 教育委員会は、提出された事業計画書を勘案し、委託する運営委員会を決定する。

2 教育委員会が行なう委託内容については、別に定める。

(実行委員会)

第10条 マナビイ事業の企画及び運営を委託された運営委員会にマナビイひろば事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

2 実行委員会は、運営委員会の役員及び事業の推進にふさわしい者で構成する。

3 実行委員会は、運営委員会の役員会をもって替えることができる。

4 実行委員会は、マナビイ事業の企画、運営を行うものとする。

5 実行委員会の役職は、運営委員会が決定する。

(運営)

第11条 実行委員会は、当該学校と緊密な連携のもとに、マナビイ事業を実施しなければならない。

2 マナビイ事業の係る企画並びに予算及び決算は、運営委員会の承認を受けなければならない。

(経費)

第12条 運営委員会は、マナビイ事業の実施については、教育委員会からの委託金のほか、参加者からの負担金又は、その他の経費を充てることことができる。

(委託金等の経理)

第13条 運営委員会は、マナビイ事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して収入額及び支出額を記載し、また、当該収入及び支出の内容を証する領収証書等の関係書類を整理し、委託金等の用途を明らかにしておかなければならない。

(関連書類の保存)

第14条 運営委員会は、前項の収支簿及び関係書類を事業の完了の日の所属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成27年度以降の「マナビイひろば」事業について

教委生第579号

平成26年6月25日

これまで各学校区内で取り組まれてきました「マナビイひろば」事業の活動は、平成10年から学校を拠点に地域貢献、世代間交流などをテーマとした新たな取り組みとして実施してきましたが、地域に根付いたものになってきていることから、事業の仕組みを見直し、平成26年度末をもって一旦終了します。

平成27年度からは、単独の事業としては取り扱いませんが、「マナビイひろば」事業と同様の地域貢献活動が1つでも実施される場合は、各学校の開放運営委員会の運営費に5万円を加算する仕組みになります。

これまでは開放運営委員会の中に「マナビイひろば」実行委員会を設立し、独立した活動となってきましたが、開放運営委員会全体の中で運営し会計も一元化します。

ただし、これまでの活動実績や各地域の取組みを踏まえ、「マナビイひろば」の名称を引き続き使用したり、活動主体として「マナビイひろば」実行委員会を存続することは可能です。

手続きとしては、前もって事業計画の提出や年度末の実施結果のみが必要で、月ごとの実施計画表や壁新聞の提出は不要となります。

各開放運営委員会におかれましては、平成27年度以降の取組みについてご検討をいただきますようお願いいたします。

「市民合同作品展「神戸まるごとアート」

例年、コムスタこうべ（生涯学習支援センター）が主催する市民合同作品展「神戸まるごとアート」が行われています。各「マナビひろば」や「教室開放」からも出品を募り、一展覧を盛り切り切って展示を行っています。

26年度は10月4日（土）から12日（日）まで開催されました。その様子をご紹介します。



マナビひろば「壁新聞展」

毎年、マナビひろばの活動の様子を壁新聞にまとめ、市民の皆様に発信しています。マナビひろば事業終了に伴い最後の壁新聞となりました。

場所：生涯学習センター 4階
 (コムスタこうべ)
 期間：平成27年3月10日（火）
 ～3月16日（月）



(2) 総合型地域スポーツクラブ事業

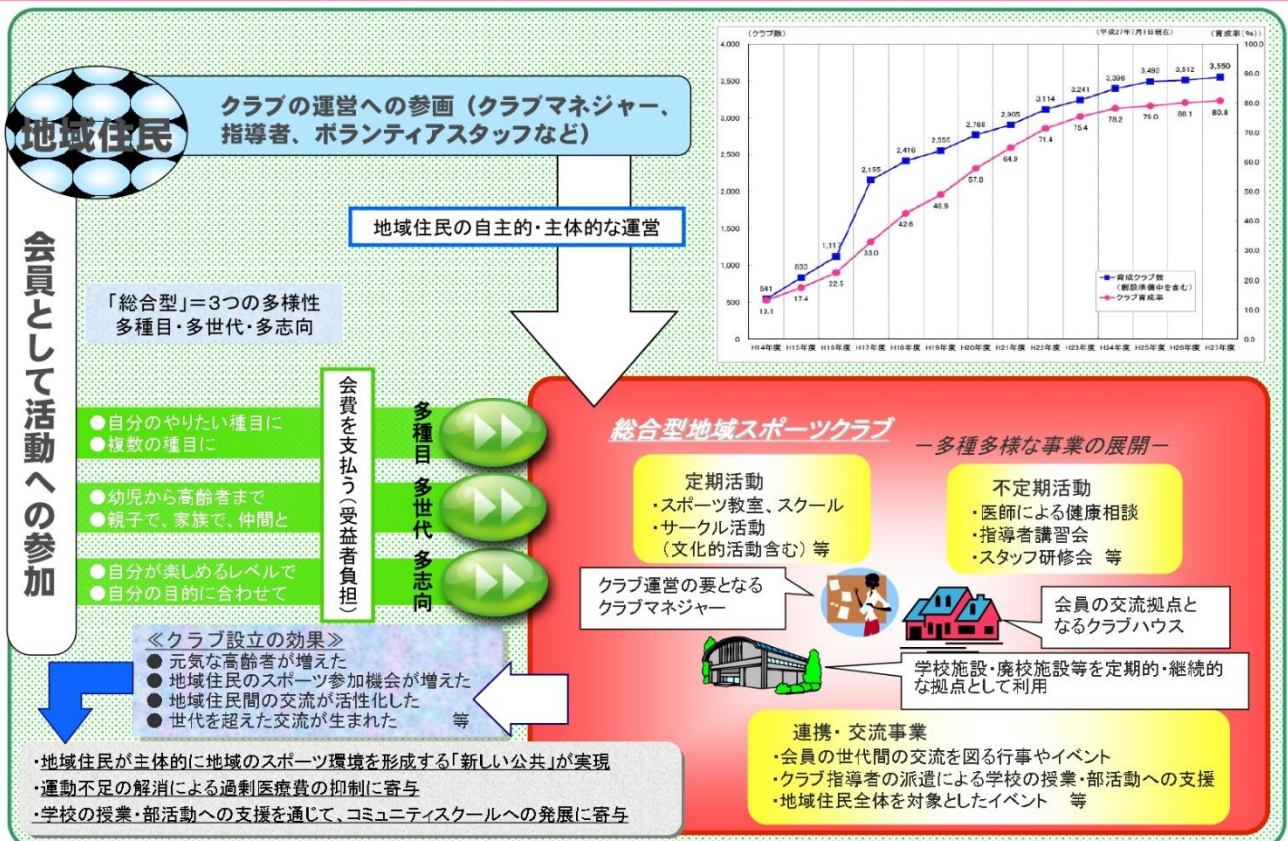
総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル

文部科学省では、平成7年度から15年度までの9年間、地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指す「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施してきました。

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）とは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多様目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

総合型クラブは、平成20年7月1日現在で、創設準備中（クラブの設立に向けて準備を進めている）クラブを含めて、2,768クラブが1,046の市区町村において育成されています。

総合型地域スポーツクラブについて



(1) 神戸アスリートタウン構想

阪神・淡路大震災からの復興に取り組む中で、新たなまちづくりを考えるため、平成9年度、「健康」と「スポーツ」をテーマとした「神戸アスリートタウン（健康・スポーツ都市こうべ）構想を推進することとなった。この構想は、子供も高齢者も、障害者もトップアスリートも全ての人が、それぞれの価値観・技術レベルに応じてスポーツや健康づくりができるまちづくりを目指し、スポーツや健康づくりを通じて、市民が人生の豊かさや生活の充実感、地域での一体感などを感じることができるよう新しいライフスタイルを創造することを目指したものである。この構想を具体化するため、11年度に「神戸アスリートタウン構想基本計画」を策定し、計画の目標達成年次を22年度とした。計画では、構想の基本コンセプト、事業の展開のほか、実現の中核となり全体を誘導するプロジェクトとして7つのリーディングプロジェクトを掲げ、それらを先行的、重点的に推進した。スポーツフェスティバルの開催や全小学校区での神戸総合型地域スポーツクラブの設立のほか、市民レベルで神戸アスリートタウン構想の実現を目指すNPO法人神戸アスリートタウンクラブによる健康増進・スポーツ振興事業などが実現された。また、23年度に初めて開催された神戸マラソンなど、市民に親しまれる施策が新たに実施されている。

(2) 神戸総合型地域スポーツクラブ

平成12年度から、兵庫県が総合型地域スポーツクラブの育成として「スポーツクラブ21ひょうご」事業を立ち上げた。（「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」は1995年度（平成7年度）から全国でスタートした。）これは、法人県民税の超過課税を活用した文化・スポーツ・レクリエーションの推進事業であり、総合型地域スポーツクラブを財政面で後押しした。各クラブはクラブハウス等の拠点整備費として800万円、運営費として500万円の助成を受け、この事業展開の結果、平成17年度に市内170小学校全ての校区に総合型地域スポーツクラブが設立された。神戸市では、市独自のスポーツ振興計画である「神戸アスリートタウン構想基本計画」をもとに、“いつでも”“どこでも”“だれでも”が自分の好むスタイルで、自由にスポーツや健康づくりができるまちづくりを目指して事業を展開し、スポーツに関する団体や組織などの育成・展開を進めた。また、スポーツクラブについては、既に学校施設開放事業で活動していた各種目を一つの組織「スポーツクラブ」にまとめていく方向で事業を進めた。

(3) トップアスリートと連携したスポーツの振興

神戸市では、ヴィッセル神戸やINAC神戸レオネッサをはじめ、野球、バスケットボール、フットサル……等、プロ・アマチュアを問わず多くのスポーツチームが活躍しており、さまざまな競技のトップアスリートと連携したスポーツ教室等を開催してきた。市民が直接トップアスリートに触れ合う場を提供することにより、スポーツに親しみ、市民がトップアスリートやチームを応援しやすい環境を整えたものである。

神戸総合型地域スポーツクラブ ホームページ

いつでもどこでもいつまでも誰でも参加できるスポーツクラブです

神戸総合型地域スポーツクラブに関するお問い合わせは
スポーツクラブ21ひょうご神戸市推進委員会事務局
(神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課)
TEL 078-322-5803 まで

神戸総合型地域スポーツクラブ
KOBE Overall-pattern Area Sports Club

神戸総合型地域スポーツクラブとは	クラブ紹介 区別	クラブ紹介 種目別	サポートサービス	イベント情報	リンク
------------------	----------	-----------	----------	--------	-----

KOBE Overall-pattern Area Sports Club
神戸総合型地域スポーツクラブ

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
スポーツクラブ21ひょうご神戸市推進委員会
公益財団法人神戸市スポーツ協会

クラブ一覧 区別	クラブ一覧 種目別	イベントのお知らせ	CONTENTS MENU
東灘区 長田区			▶ 神戸総合型地域スポーツクラブとは

(1) 神戸総合型地域スポーツクラブについて

近年、少子高齢化が急速に進むなか、スポーツを通じて、健康づくり、生きがいづくりを図ろうとする人々が、増えています。

このため、神戸市では、平成11年から、震災後の新しいまちづくりに合わせて、子供から高齢者、障害のある方、トップアスリートまでの全ての人が、それぞれの価値観・技術レベルに応じてスポーツに親しみ、健康づくりができるまち「神戸アスリートタウン」を推進しています。

「神戸総合型地域スポーツクラブ」は、アスリートタウンの中核的な事業の一つとして、身近な小学校を拠点に、子供から高齢者まで幅広い市民が、気軽に様々なスポーツに親しめる地域スポーツクラブです。

(2) 神戸総合型地域スポーツクラブの特色

○幅広い地元住民による役員構成

「神戸総合型地域スポーツクラブ」の役員は、実際にスポーツを楽しむ市民だけでなく、学校施設開放運営委員会や自治会、青少年育成協議会やスポーツ推進委員、学校関係者など、地元の様々な住民によって構成されています。

○住民の自主的な運営

○受益者負担による運営

地域スポーツクラブの運営は、原則として受益者負担（クラブ員）で行われています。

初心者教室や講習会等の開催、備品修繕、消耗品購入等はクラブ員の総合会費で行っていきます。

○スポーツから文化活動まで

地域スポーツクラブは、スポーツ活動が中心ですが、従来から学校施設開放のもとでおこなわれてきた、習字、コーラス、社交ダンスといった文化活動も、地域スポーツクラブの活動として盛んに行われています。

総合型地域スポーツクラブ 東灘区クラブの設立年度

	平成10	14	15	16	17
A1. ひがしなだクラブ			○		
A2. もとみなスポーツクラブ			○		
A3. のびのび魚崎クラブ			○		
A4. 本二のびのびスポーツクラブ	○				
A5. 本三クラブ		○			
A6. 渦が森あいあいクラブ		○			
A7. ナイス！本一クラブ			○		
A8. 本庄五輪クラブ			○		
A9. 向洋スポーツクラブ					○
A10. みかきた上の山クラブ				○	
A11. 福池 文化・スポーツクラブ				○	
A12. 六甲アイランドスポーツクラブ					○
A13. みかげスポーツクラブ					○
A14. 住吉スポーツクラブ					○

スポーツクラブ21 ひょうご ホームページ



(1) 「スポーツクラブ21ひょうご」とは？

「スポーツクラブ21ひょうご」事業は、兵庫県内の全 827 小学校区（2000 年 4 月当時）において 2000 年度よりスタートした、兵庫県独自の総合型地域スポーツクラブの育成補助事業です。

(2) 「スポーツクラブ21ひょうご」事業による設立クラブ数の推移

「スポーツクラブ21ひょうご」がスタートした 2000 年度には 83 クラブが設立され、2005 年度に県内全 827 小学校区に総合型地域スポーツクラブが設立されました。

(3) 「スポーツクラブ21ひょうご」の意義

・『子どもたちの人間的成長』

スポーツを通じて、親子のふれあいや地域の人々との交流が促進されるとともに、子どもたちのルール

やマナーを大切にする気持ちが培われます。

・『スポーツに対するニーズに対応』

多くの県民の方が要望する身近な施設でスポーツを楽しむことができます。

・『健康の保持・促進』

多様なスポーツ活動によって、豊かな人間性の回復と健康の増進などの生きがいを見いだせる場となります。

・『学校週5日制への対応』

学校週5日制における子どもたちの活動の場の確保につながります。

(4) 事業の推移

平成12年 第1号クラブ設立 加古川市氷岡小学校区

平成18年 クラブフラッグの作成

全県およびブロック域交流フェスティバルの開始

平成22年 全県スポーツ大会の開始

平成24年第1回あじさいロードレース開催

令和元年 強化事業

体力向上の意識を高める環境を整備することとし、運動器具等(基礎体力向上のための運動器具や新体力測定器具等)を配布

神戸市の小学校区に139ある「総合型地域スポーツクラブ」が、連帯感や意識の高揚につなげようと、それぞれのクラブ旗の製作を進めている。昨年度は10クラブ分が完成。今年度は新たに13クラブ分が作られ、11日に中央区の神戸文化ホ

神戸地域スポーツ

ールで開かれる活動発表会で、製作に協力した大学生からクラブ代表に手渡される。

総合型地域スポーツクラブは、空手や新体操などのスポーツだけでなく、ジャズダンスや歌舞伎、銭太鼓などの文化活動も対象にしている。

13クラブに連帯の旗

神戸市では、子どもからお年寄りまでが気軽にスポーツを楽しめる環境を作ろうと、市やNPO法人などが170ある小学校区に1組織を目標に、2000年度から組織作りを支援している。

クラブ旗は布製で、縦

きょう代表に贈呈

140センチ、横210センチと縦90センチ、横120センチの2種類。デザインは、子どもらクラブメンバーから原画を募って、神戸芸術工科大(西区)の学生らと協力して仕上げた。応援に使うほか、「神戸ウイングスタジアム」(兵庫区)のコンコース内にも掲示される。



新たに作られたクラブ旗

平成17年2月11日(金曜日)読売新聞

第9回 スポーツクラブ21ひょうご
あじさいロードレース
またぞろ!新時代「令和」〜勇氣と感動ふたたび〜
令和2年1/25(土) 開会式 9:30 しあわせの村
小雨決行 運動広場及びその周辺

参加費無料で
食育セミナーも
行います!

参加資格 兵庫県内に在住・在勤・在学の小中学生以上の男女及び親子ペア
競技種目 小1・2親子(男・女)0.8km、小3・4(男・女)1.6km、小5・6(男・女)1.65km、中学生(男・女)3.3km、一般(男4.8km・女3.3km)
お問い合わせ あじさいロードレース実行委員会事務局(神戸市立中央体育館)
TEL: 078-341-7971

主催 ●兵庫県教育委員会 (公財)兵庫県体育協会
スポンサー ●ひょうご21多摩産地振興協会
神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会
共催 ●神戸市 (公財)神戸市スポーツ協会
神戸市北区体育協会
主幹 ●神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会
あじさいロードレース実行委員会

後援 ●神戸新聞社 (公財)こころ多摩産地振興協会
協賛 ●神戸市立中央体育館 協賛 ●神戸市立中央体育館
協賛 ●神戸市立中央体育館 協賛 ●神戸市立中央体育館
協賛 ●神戸市立中央体育館 協賛 ●神戸市立中央体育館
協賛 ●神戸市立中央体育館 協賛 ●神戸市立中央体育館
協賛 ●神戸市立中央体育館 協賛 ●神戸市立中央体育館

(3) 神戸っ子のびのびひろば事業

神戸市教育史 第四集
第3章生涯学習 第五節 放課後児童対策
神戸っ子のびのびひろば

国は、平成16年度から18年度まで、全ての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する「地域子ども教室推進事業」を実施した。19年度には、少子化対策と総合的な放課後対策として、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」と文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を受け、神戸市では19年度から「神戸っ子のびのびひろば」として、地域ボランティアの協力を得て、放課後等の小学校の余裕教室や運動場などを活用し、児童が学びや読書・遊び等の自主的な活動ができる安全・安心な居場所づくりに取り組んできた

神戸っ子のびのびひろば（放課後子供教室推進事業）

神戸っ子のびのびひろばは、地域の方々のご協力を得て、小学校1年生から6年生のすべての子ども達が、学校で放課後等に安全で安心して過ごすことができる居場所です。

子ども達は平日の放課後や週末などに、学校の余裕教室や図書室・多目的室・運動場などで、地域のみなさんにあたたかく見守られながら、遊んだり宿題をしたり、思い思いに過ごします。

神戸市では平成19年度より実施し、順次拡大に取り組んでいるが、魚崎、本山第一、住吉、御影北では未実施中である。

なお、「放課後子どもプラン」では放課後子供教室（文部科学省）と放課後児童クラブ（厚生労働省）の連携を推進している。

「放課後子どもプラン」の推進について

（18文科生第531号雇児発第0314003号平成19年3月14日
文部科学省生涯学習政策局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方」を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童」クラブ）」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン（以下「放課後子どもプラン」という。））を推進する。

2. 定義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

放課後子どもプラン推進事業の実施について

（18文科生第587号、雇児発第0330039号平成19年3月30日、
文部科学省生涯学習政策局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する

別紙

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
 - II 放課後子ども教室備品整備事業
 - III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業
- (2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）
- I 放課後児童健全育成事業
 - II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
 - III 放課後児童クラブ支援事業
 - IV 放課後児童指導員等資質向上事業
- 3 事業の実施方法等
- 各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業実施要綱

I 放課後子ども教室推進事業

1 趣旨

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象とする子どもの範囲

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を対象としているものであり、幼児・児童・生徒の一部のみを対象とするものではない。

別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

省略

神戸市放課後子ども教室推進事業等実施委託要綱

（平成19年7月1日教育長決定）

1 趣旨

本要綱は、放課後子どもプラン推進事業実施要綱（平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における放課後子ども教室推進事業等（以下「本事業」という）の一部を委託して実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託先

学校施設開放運営委員会等の地域団体(以下「運営委員会等」という)とする。

3 委託事業の内容

下記の全部又は一部の事業とする。

- (1) 放課後子ども教室の実施
- (2) コーディネーターの配置

4 委託手続き

- (1) 委託を受けようとする運営委員会等は、事業計画書のほか、別紙に定める様式(以下「事業計画書等」という。)を添付し、神戸市教育委員会生涯学習課に提出するものとする。
- (2) 神戸市教育委員会生涯学習課は上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であることを認めた場合、運営委員会等に対して事業を委託する。

5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。

6 事業成果の報告

委託を受けた運営委員会等は、事業が終了したときは、事業が終了した日から10日以内もしくは委託を受けた期間の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書のほか、別紙に定める様式(以下「実績報告書等」という。)を添付し、神戸市教育委員会に提出するものとする。

7 月次報告

委託を受けた運営委員会等は、翌月の5日まで、月ごとの実績報告書のほか、別紙に定める様式(以下「月次実績報告書等」という。)を添付し、神戸市教育委員会に提出するものとする。

8 委託費の額の確定

- (1) 神戸市教育委員会生涯学習課は、上記6により提出された実績報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査などを行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、運営委員会等に対して通知するものとする。
- (2) 上記8(1)の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする

9 委託経費

- (1) 教育委員会は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費(謝金、運営費)を委託費として支出する。
- (2) 教育委員会は、事業を委託した運営委員会等が、委託要綱等に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めた時は、委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

10 事業計画の変更等

- (1) 運営委員会等が本事業の事業計画を変更する場合、又は所要経費の費目の流用をする場合はあらかじめ教育委員会に計画変更を申請し、指示を受けるものとする。
ただし、配分された経費の20%以内(20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む)の流用については、その必要がない。
- (2) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は、速やかに教育委員会生涯学習課へ連絡し、指示を受けるものとする。

11 書類の保存

運営委員会等は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、教育委員会の請求があったときは、いつでも提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から起算して5年間整理保存しておくものとする。

12 その他

- (1)教育委員会は、運営委員会等における事業の実施が当該趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講じるよう求める。
- (2)教育委員会は、委託事業の実施に当たり、運営委員会等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3)教育委員会は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4)この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

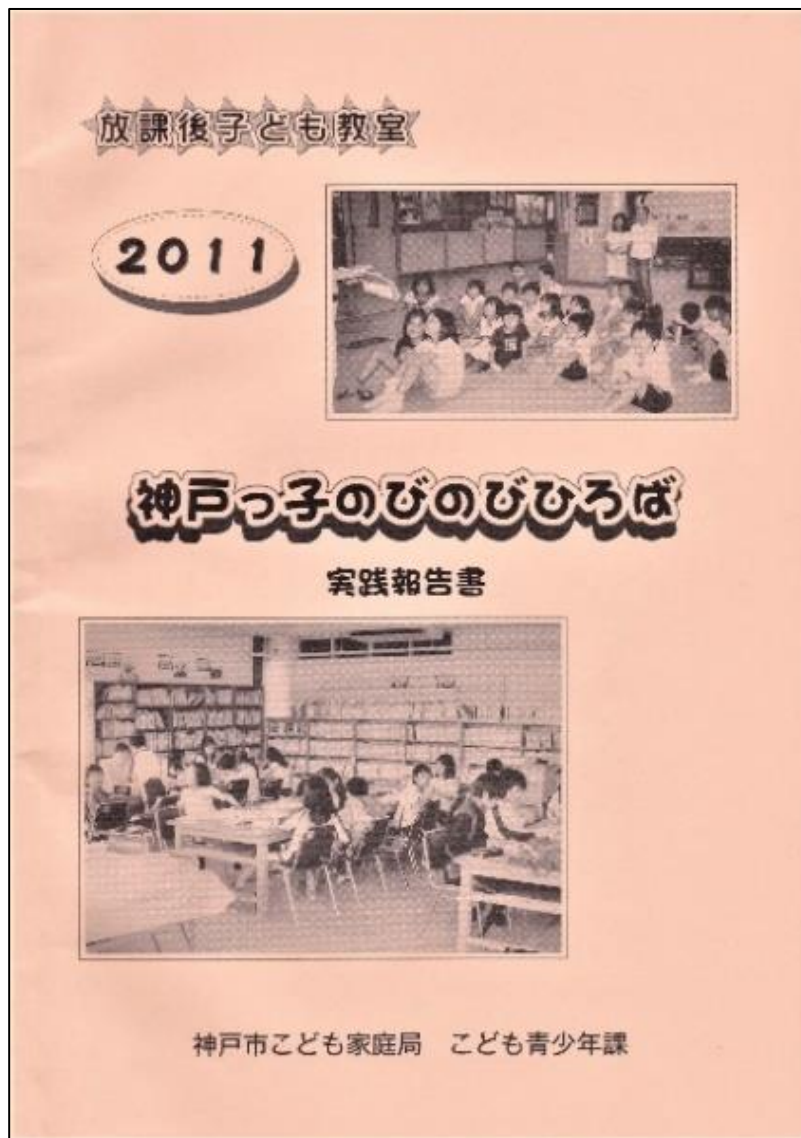
この要綱は、平成19年7月1日から施行するものとする。



神戸っ子のびのびひろば実施校一覧
(放課後子供教室推進事業)

(令和元年5月時点)

区	小学校	実施日	実施日							その他 実施している期 間	開催時間	実施場所
			月	火	水	木	金	土	日			
東灘	東灘	19	●		●	●					14:30～16:30	市民図書室
	本庄	19	●								14:30～16:00	学校図書室
	本山南	20	●								14:30～16:30	多目的室(花の子教室)
	福池	20						●	月1回開催	9:30～11:30	学校図書室	
	本山第二	21					●			14:30～16:30(冬期16:00)	学校図書室	
	本山第三	25	●		●	●				14:30～16:30(冬期16:00)	市民図書室	
	御影	19						●		11:00～15:30	市民図書室 運動場	
	渦が森	19		●						14:30～16:30(冬期16:00)	クラブハウス 運動場	
	六甲アイランド	20	●				●		懇談会 家庭訪問	14:30～16:30	学校図書室	
	向洋	20	●						懇談会	14:15～16:45	クラブハウス	



★神戸市では平成24年に、神戸っ子のびのびひろば（放課後子ども教室推進事業）を教育委員会からこども家庭局へ移管

「放課後子ども総合プラン」について

26文科生第277号雇児発0731第4号平成26年7月31日
文部科学省生涯学習政策局長文部科学省大臣官房文教施設企画部長
文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、平成26年5月の産業競争力会議課題別会合において、両省大臣名により、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針を示したところです。また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「(略)いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定(略)」することとされ、これを踏まえ、別紙のとおり「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

これに伴い、以下の通知は廃止いたします。ただし、これらの通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。このため、同日までに本通知に基づく取組に移行していただくよう、お願いいたします。

・「放課後子どもプラン」の推進について（平成19年3月14日18文科生第531号、雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

・・・

神戸市子ども・子育て支援事業計画（H27～31）

平成27年3月

放課後児童健全育成事業（学童保育）

○市の考え方

【実施場所の確保】

「平成31年度の量の見込み」に対して既存の学童保育施設だけでは対応できない小学校区について、教育委員会と連携し、各学校の状況を踏まえた上で、学校内で実施場所の確保（学校内施設の改修・新築等による専用室の確保及び余裕教室などの放課後一時利用）を計画的に進める。

ただし、児童数の増加などの事由により学校内での実施場所の確保が難しい場合は他の方法を検討する。

なお、学校施設の利用にあたっては、事業責任の明確化を図り、学校に過度の負担がかかることがないように十分配慮する。

また、校内で学童保育の実施場所が確保できた学校については、学童保育児童を含む全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、学校、地域、児童館指定管理者等との調整を進め、国の「放課後子ども総合プラン」における一体型での放課後児童クラブと放課後子供教室の実施を図る。

「新・放課後子ども総合プラン」について

（30文科生第396号子発0914第1号平成30年9月14日

文部科学省生涯学習政策局長文部科学省初等中等教育局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長 厚生労働省子ども家庭局長）

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。

この間、平成28年に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と規定されました。児童の権利に関する条約第3条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。

また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、平成29年に社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されました。地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりでの教育の実現が求められています。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課

後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン（以下「新プラン」という。）を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。

これに伴い、「放課後子ども総合プラン」について（平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の通知は廃止いたします。ただし、当該通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、2019年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。

なお、新プランは2019年度から実施するものですが、実施が可能な取組については、直ちに進めていただくことも可能であること、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます

神戸市放課後子ども総合プラン推進委員会
令和元年度第3回 令和元年10月18日

【資料2】方向性ごとの具体的方策について

2. 放課後児童クラブと神戸っ子のびのびひろばの連携への対応方策

（一体型の目標事業量の策定、一体的な又は連携による実施方策）

（1）方向性

学童保育児童を含むすべての児童の放課後等の居場所づくりを進めるため、学童保育と神戸っ子のびのびひろばの連携を進める。

学校内の施設を活用し、同一の小中学校内で学童保育と神戸っ子のびのびひろばを実施する場合、両事業の一体型として学童保育児童を含むすべての児童が神戸っ子のびのびひろばのプログラムに参加できるよう取組みを進める。

【事業量】

平成31年度実績65校 ⇒ 令和6年度目標80校

（2）具体的方策

①交流取組事例（一体型）の目標事業量の策定

- ・学童保育の過密が見込まれる小学校区で、学校内に学童保育コーナーを整備した場合、のびのびひろばとの一体型の実施を検討する。
- ・小学校内に学童保育コーナーがあり、かつのびのびひろばを実施しているが交流が行われていない小学校を中心に、学童保育、神戸っ子のびのびひろば、両事業の一体型の実施場所として働きかけを行い、目標事業量を80校とする。

②一体的な又は連携による実施方策

- ・一体型又は連携型実施可能な施設において、学童保育の児童がのびのびひろばのプログラムに一緒参

加できる学習・体験活動プログラム（共通プログラム）を実施できるよう取組みを進める。

学童保育と神戸っ子のびのびひろばの連携事例（R1. 5月時点）

市全体 放課後子ども教室実施校 124校のうち週4～5日連携実施 14校
週1～3日連携実施 51校

未実施校 26校

東灘区 10校のうち週4～5日連携実施 0校

週1～4日連携実施 渦が森、向洋、本山第三

未実施校 4校 魚崎、本山第一、住吉、御影北

3. 神戸っ子のびのびひろばの充実（小学校の余裕教室等の活用方策含む）

（1）方向性

小学校施設を活用した放課後の居場所づくりとして、「神戸っ子のびのびひろば」を学校教育に支障が生じない限り学校内の施設を積極的に活用し、地域の方々の協力を得て、継続して実施する。また、人材の確保や研修の充実等による指導員のスキルアップに取り組む。

（2）具体的方策

- ・未実施校（26校）、休止校（13校）において、実施可能な小学校について検討し、学校内に学童保育コーナーがある場合は、コーナー運営者にのびのびひろばの運営について働きかけを行う。
- ・実施場所の拡大及び小学校の余裕教室の活用に向けて、小学校、教育委員会と連携し、場所の確保を行う。
- ・多様な体験、学習プログラムを実施できるよう事例紹介等を行い、充実した活動ができるよう支援を行う。
- ・指導員のスキルアップのため、安全指導員向けの研修を行う。
- ・人材確保が困難な場合は、地域団体への働きかけや学生ボランティアの活用等、地域に応じた確保策について検討を行う。

4 制度の改革

平成	27	<p>神戸市立学校施設開放事業要綱の教育長決定 「学校施設開放あり方検討会」を受けて制度改正 昭和40年代からの委託事業から地域住民による自主事業に移行。ただし安全性が重視されるプール開放は、公的責任のもと実施することが望ましいとの判断から、引き続き委託事業とし、開放事業要綱とは別にプール開放事業要綱を制定。幼稚園庭開放も委託事業</p> <table border="0"> <tr> <td>○開放施設</td> <td>⇒</td> <td>開放事業</td> </tr> <tr> <td>(1)運動場</td> <td></td> <td>(1)休日・夜間の運動場開放</td> </tr> <tr> <td>(2)体育館</td> <td></td> <td>(2)休日・夜間の体育館開放</td> </tr> <tr> <td>(3)プール</td> <td>×</td> <td>(3)教室開放</td> </tr> <tr> <td>(4)図書室</td> <td></td> <td>(4)市民図書室</td> </tr> <tr> <td>(5)教室</td> <td></td> <td>(5)地域貢献事業(旧マナビイひろば事業)</td> </tr> <tr> <td>(6)幼稚園庭</td> <td>×</td> <td>(6)放課後子ども教室(のびのびひろば)事業</td> </tr> </table>	○開放施設	⇒	開放事業	(1)運動場		(1)休日・夜間の運動場開放	(2)体育館		(2)休日・夜間の体育館開放	(3)プール	×	(3)教室開放	(4)図書室		(4)市民図書室	(5)教室		(5)地域貢献事業(旧マナビイひろば事業)	(6)幼稚園庭	×	(6)放課後子ども教室(のびのびひろば)事業
	○開放施設	⇒	開放事業																				
	(1)運動場		(1)休日・夜間の運動場開放																				
(2)体育館		(2)休日・夜間の体育館開放																					
(3)プール	×	(3)教室開放																					
(4)図書室		(4)市民図書室																					
(5)教室		(5)地域貢献事業(旧マナビイひろば事業)																					
(6)幼稚園庭	×	(6)放課後子ども教室(のびのびひろば)事業																					
	27	神戸市立学校プール開放事業要綱の教育長決定																					
	27	○「マナビイひろば事業」を廃止																					

神戸市教育史 第四集

第3章生涯学習第十一節 学校施設開放事業

学校施設開放事業は、昭和40年の事業開始から40年以上、事業の抜本的な見直しを行わなかったため、さまざまな課題が顕在化してきた。開放管理者は日常業務の負担が大きいため、担い手が見つからず高齢化・固定化している地域があること、制度が複雑で分かりにくいこと、さらに事業実施において多額の支出を必要とすることなどである。こうした課題を踏まえ、二十二年度、地域団体代表者や開放事業関係者等で組織する「学校施設開放事業あり方検討会」を設置し、今後の事業の方向性について三回にわたって協議がなされた。検討会の意見としては、これからの学校施設開放事業は、地域の自主活動として行うものと、市が責任をもって実施する委託事業と二つの枠組みに分けていくことが望ましいとされ、次のように制度変更を行った。その内容は次の三点である。

○地域の自主性を高めるといった観点から、運動場・体育館等の施設開放やマナビイひろば、市民図書室といった事業は、委託事業から地域の自主活動とする。一方「神戸っ子ののびのびひろば(こども家庭局が実施)及び「のびのびプール」「幼児のひろば」は、子供たちの安全・安心な居場所・活動場所づくりの観点から、市の委託事業とする。

○運動場・体育館等の施設開放では、鍵の開閉などの日常業務については、利用者が行うものとし、また、市民図書室は開室時間の下限を週四日・約六百時間以上から半分の週二日・三百時間以上に下げ、管理者の負担軽減を図るとともに、管理者報酬を減額する。

○「マナビイひろば事業」は、委託要件として五種類以上の活動が必要であることなど要件が厳しく、小学校39校での実施にとどまっていたことから、これまでの事業はいったん終了し、要件を緩和したうえで、学校を拠点に世代間交流を行う「地域貢献事業」として、学校施設開放事業の一形態に改める。

神戸市立学校施設開放事業要綱

平成 27 年 3 月 6 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号）に基づき、神戸市立学校施設開放事業（以下、「開放事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 開放事業は、社会教育事業の一環として、神戸市立学校の施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放することにより、市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。

(開放事業)

第 3 条 開放事業は、次の形態とする。

- (1) 休日・夜間の運動場開放
- (2) 休日・夜間の体育館開放
- (3) 教室開放
- (4) 市民図書室
- (5) 地域貢献事業
- (6) 放課後子ども教室（のびのびひろば）事業

2 前項の形態における開放事業の期間、曜日及び時間は別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、放課後子ども教室事業の運営については所管局において別途定める。

3 開放事業を実施する学校（以下、「開放校」という。）及び開放形態については、教育長の承認を得なければならない。

(学校施設開放運営委員会)

第 4 条 開放事業を行うにあたっては、規約で定めるところにより、地域の団体の代表等で構成する学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を組織しなければならない。

2 運営委員会は、第 2 条の目的の実現を図るために、文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等の開放事業の企画運営を行うこととする。

3 運営委員会には、開放施設の管理、開放事業に関する連絡調整等の業務のため、満 20 歳以上 70 歳未満の開放管理者及び市民図書室管理者を置くことができる。

4 運営委員会は、運動場の自由開放（遊び場の確保のため、第 9 条第 2 項の規定に関わらず、運動場を個人で利用させることをいう。）を実施する場合、開放施設の管理及び利用者に対する安全指導等の業務のため、満 20 歳以上 70 歳未満の「開放指導員」を置かなければならない。

(使用許可の申請)

第 5 条 使用許可を受けようとする運営委員会は、当該年度の事業開始日までに、市長あてに申請手続を行わなければならない。この場合において、補助を受けようとするものは、補助金算定表を添付すること。

(活動補助)

第6条 前条に規定する申請を行った運営委員会のうち、補助を希望するものに対しては、申請に基づき、別表第2に定める単価表により補助金を交付する。

2 市民図書室について、前項の単価表の適用が難しいと市長が特に認める場合は、個別の単価を設定することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請に基づき内容を審査の上、その結果を通知する。

(補助金の精算)

第8条 補助を受けた運営委員会は、当該年度の事業終了後速やかに精算し、市長に報告しなければならない。

(開放利用者)

第9条 開放事業を利用できる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、地域の実情に鑑み、運営委員会が合理的な理由があると認める場合は、この限りではない。

2 開放事業は、団体で利用することを原則とする。ただし、市民図書室及び地域貢献事業を除く。

3 利用団体は、あらかじめ運営委員会に登録しなければならない。

(利用の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対その他の政治的活動のための利用と認められるとき

(2) 特定の宗教の支持、勧誘又は反対、その他の宗教的活動のための利用と認められるとき

(3) 営利を目的とした利用と認められるとき

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

(5) その他学校教育や施設の管理・運営上支障があると認められるとき

(事故の責任)

第11条 開放事業中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

(利用者の賠償責任)

第12条 利用者は、開放事業中に施設又は設備を破損若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月6日から施行する。ただし、平成27年度以降の会計年度より適用する。

(要綱等の廃止)

2 神戸市立学校施設開放事業要綱(平成14年9月30日教育長決定)、学校施設開放事業にかかる指導員に関する要領(平成14年9月30日教育長決定)、学校施設開放事業にかかる管理者に関する要領(平成17年3月31日教育長決定)、神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則(平成14年9月30日教育長決定)は、廃止する。

3 神戸市立学校施設開放事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。ただし、平成29年度以降の会計年度より適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。ただし、施行期日に関わらず、29年度の補助金申請については、この要綱を適用するものとする。

神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会 運営規約（見本）

年 月 日

（目的）

第1条 この規約は、「神戸市立学校施設開放事業要綱」に基づき、学校施設開放事業の円滑な運営を図るため設置される〇〇学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務所）

第2条 運営委員会の事務所は、神戸市立〇〇学校に置く。

（運営委員会の委員）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) PTA、自治会、婦人会、青少年育成協議会、子供会、その他地域団体の代表者等
- (2) 教職員、開放指導員、スポーツ推進委員又は体育若しくは文化に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営委員会の構成）

第4条 運営委員会に原則として次の各号に掲げる役職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 開放管理者(必要に応じ、主任管理者と補助管理者を置く)
- (7) 市民図書室管理者

2 運営委員会の役員は、総会において、委員の互選によりこれを定める。ただし会長は主任管理者及び市民図書室管理者を兼ねることができない。また、主任管理者及び市民図書室管理者は会計を兼ねることができない。

3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会計は、運営委員会の出納及び経理を処理する。
- 6 書記は、運営委員会の庶務を担当する。
- 7 会計監査は、運営委員会の出納及び経理を監査する。
- 8 開放管理者は、開放事業にかかる開放施設の管理、書類作成、学校及び地域との連絡に関すること等を処理する。
- 9 市民図書室管理者は、市民図書室開放にかかる施設の管理、書類作成、学校及び地域との連絡に関すること等を処理する。

(顧問)

第5条 運営委員会に顧問を置くものとし、校長をもってこれに充てる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて学識経験者を顧問に委嘱することができる。
- 3 顧問は、開放事業の円滑な運営を図るため、指導又は助言を行う。

(所掌事務)

第6条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 開放事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 開放施設の適正な管理及び運営に関すること。
- (3) 学校と地域の連携に関すること。
- (4) 教育委員会との連絡調整に関すること。
- (5) 管理運営費の運用及び管理に関すること。
- (6) 開放施設の鍵の開閉及び安全管理並びに学校開放事業に関する報告及び報告書の作成等庶務に関すること。

(会議)

第7条 運営委員会は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 運営委員会は、会長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員定数の半数以上の出席をもってこれを開く。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(施行の細目)

第8条 この規約の施行について必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則 この規約は、 年 月 日から施行する。

◆学校プール開放とは

学校プール開放は、①神戸市内の市立学校プールを、②学校教育に支障のない範囲において、③原則として現状有姿のまま、④子供の安全な遊び場として開放するものです。市有施設の目的外使用許可に相当し、本来であれば使用のつど学校長に許可を得る手続が必要ですが、プール開放については、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月神戸市教育委員会規則第10号）に定めがあり、神戸市立学校プール開放事業要綱（平成27年3月6日）に沿って実施します。ここでは、学校施設開放運営委員会と教育委員会との間で委託契約を締結するため、使用許可の申請は必要ありません。

◆事業体系

プール以外の学校施設開放（運動場、体育館、教室、市民図書室、地域貢献事業）については地域の自主事業に移行しましたが、安全性が重視されるプール開放は、公的責任のもとに実施することが望ましいとの判断から、引き続き委託事業として実施します。

※プール開放の契約形態について

大阪府内のプールで発生した死亡事故（注）を受け、平成24年に警察庁から「プール監視業務を有償の委託事業として実施する場合は、警備業の認定を有する事業者に限る」「地域団体への無償委託または自治体職員による運営は、この限りでない」との通知が出されました。

（注）昨年夏、大阪府泉南市立小学校のプールで発生した児童の死亡事故に関しまして、市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受けていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化していたことが明らかとなったところであります。

神戸市では、約50年間大きな事故もなくプール開放が続いてきたのは、地域住民や保護者による手厚い見守りがあったからこそであり、委託先を変更して警備会社のアルバイト社員等に子供の安全を委ねることは適切でないと判断し、プール指導員については平成28年度まで神戸市の嘱託職員として扱い、事業を実施してきました。

しかし、監査担当部署から、より適切な形に変えるよう指摘があり、市が直接雇用する形での支払いができなくなるなど、見直しをせざるを得なくなりました。

平成29年度以降も、基本的な考え方は変更せずに、市の責任により地域への有償委託業務として実施します。ただ、上記の警察庁の通知により、監視業務については、警備業の認定を受けていない学校施設開放運営委員会に有償委託することができません。プール指導員の業務内容については変更ありませんが、監視業務への手当としてプール指導員に対する支出ができなくなります。ただし、プール開放事業に関連する全体業務から監視業務を除いた業務（準備・後片付け、受付、更衣室の見回りなど）への手当としての支出は可能です。

学校プール開放事業を継続する方向で検討した結果、このような事情となっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

神戸市立学校プール開放事業要綱

平成 27 年 3 月 6 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号）に基づき、神戸市立学校プール開放事業（以下、「プール開放」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 プール開放は、社会教育事業の一環として、神戸市立学校のプールを、学校教育活動に支障のない範囲において開放することにより、市民の健康増進を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。

(開放施設)

第 3 条 プール開放を実施する学校（以下、「開放校」という。）は、教育長が定める。

2 プール開放の期間・曜日・時間等については、別表第 1 に定める。

(企画及び運営の委託)

第 4 条 プール開放の企画及び運営等については、神戸市立学校施設開放事業要綱に定める学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に委託する。ただし、遊泳監視業務は無償とする。

2 運営委員会は、実施一週間前までに教育長に対し、利用計画等を提出するものとする。

3 前項の規定によって提出された利用計画等に基づき、別表第 2 により委託料を支払うものとする。

第2章 学校施設開放事業に関する法規制

令和2年度「学校施設開放の手引き」神戸市教育委員会

「はじめに」

学校施設開放は、①神戸市内の市立学校施設を、②学校教育に支障のない範囲において、③原則として現状有姿のまま、④地域住民の交流・生涯学習拠点として開放するものです。市有施設の目的外使用許可に相当し、本来であれば使用のつど学校長に許可を得る手続が必要ですが、学校施設開放については、神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月神戸市教育委員会規則第10号)に定めがあり、神戸市立学校施設開放事業要綱(平成27年3月6日)に沿って実施します。ここでは、学校施設開放運営委員会が提出する利用計画及び使用許可申請をもとに教育委員会が許可します。

ところで、「神戸市立学校施設目的外使用規則」では「(趣旨)第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがあるもののほか、神戸市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。」と準拠法令を明確に記載していない。

神戸市立学校施設目的外使用規則

昭和42年10月5日

教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがあるもののほか、神戸市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「学校施設」とは、委員会の所管に属する学校の建物その他の工作物、土地(学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。)及び物件をいう。

2 この規則において「目的外使用」とは、学校教育を目的としない活動の場として、一時的に使用することをいう。

(使用許可の条件)

第3条 学校施設の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- (1) 学校関係団体が使用する場合
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に定める諸行事に使用する場合
- (3) 公共的団体が使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 教育上支障があるとき。

- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支障があるとき。

インターネットで「目的外使用」をキーワードで検索したら、ほとんどの市では神戸市と同様であったが、西宮市の要綱「2 規則の適用範囲（規則第1条及び第2条関係）」

(1) 学校施設 学校施設とは・・・・・・をいう。（学校施設の確保に関する政令第2条第2項）と記載されている。

（西宮市）学校施設の目的外使用許可に関する事務運営要綱

沿革 平成8年9月24日 ①

令和2年4月1日 ⑩

1 趣旨

この要綱は、西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成4年西宮市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に基づき学校施設の目的外使用の許可を行う場合の規則の解釈、基準及び運用等について定める。

2 規則の適用範囲（規則第1条及び第2条関係）

(1) 学校施設

学校（幼稚園を含む。以下同じ。）施設とは、学校が使用し管理している建物その他工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。（学校施設の確保に関する政令第2条第2項）

(2) 目的外の一時使用

目的外の一時使用とは、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可又は校舎長の許可を得て学校施設を本来の学校教育の目的以外の用に一時的な行事会場として使用することをいう。

規則の対象となる目的外の一時使用は、おおむね次のようなものである。

① 学校教育法第137条（社会教育への利用）及び社会教育法第6章（学校施設の利用）に基づく使用⑨

② 市の事務事業のための使用

③ 公職選挙法に基づく使用

(1) 学校施設開放事業に関する法規制

学校施設の確保に関する政令（学校施設令）

昭和二十四年政令第三十四号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

（この政令の目的）

第一条 この政令は、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、もつて学校教育に必要な施設を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三項において「幼保連携型認定こども園」という。）で、公立のものをいう。

2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。

3

地方自治法

昭和二十二年法律第六十七号

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四

1 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十

号)の規定は、これを適用しない。

6 第四項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

教育基本法

昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法 の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

【制定時の規定の概要】

「学校の施設の利用」

従来、我が国の学校があまりにも閉鎖的であったという問題意識から、学校は、学校教育に支障のない限り、社会教育のために、その施設を提供しなければならないことを示したもの。学校教育法第85条及び社会教育法第44条は、本条を受けた規定である。

学校教育法

昭和二十二年法律第二十六号

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第八章 雑則

第八十五条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

社会教育法

昭和二十四年法律第二百七号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受け

なければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

スポーツ振興法

昭和三十六年六月十六日法律第四百一十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあってはならない。

(定義)

第二条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

(学校施設の利用)

第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む。)の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 昭和二十年代の世相

さて、「学校施設の確保に関する政令」「教育基本法」「学校教育法」および「社会教育法」が制定された時代は、文部科学省ホームページ「学制百年史」によると

第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展
第一章 戦後の教育改革（昭和二十年～昭和二十七年）
第十節 教育行財政
四 学校施設の整備 終戦直後の学校施設の状況

戦災による学校施設の被害面積は、国・公・私立合わせて約九三〇万平方メートル、被災学校数は三、五五六校で、当時の保有面積の約一二％強に当たると推定されている。このうち公立学校の被害は約六八六万平方メートルにも及び、約二〇〇万人以上の児童・生徒が学ぶべき教室を失ったことになる。しかも、その復旧は遅々として進まず、ようやく昭和二十一年度下半期に至って、当時、経済安定本部所管であった公共事業費の中から学校の戦災復旧事業費が計上されたが、困難な財政事情と建築資材の不足のため、本格的な復旧計画は実現されず、わずかのバラック応急校舎を建てるのに過ぎなかった。すなわち、戦災復旧事業は二十七年度までに国立学校において被災面積の五八％、公立学校において四一％が復旧されたに過ぎず、完全な復旧までにはその後なお十年の歳月を必要とした。

このような状況であったため、終戦直後の学校施設の不足ははなはだしく、特に二十二年に義務教育年限延長をじゅうぶんな施設の対策をたてることなく実施したため、その直後の数年間は旧軍施設の転用をはじめ、占領軍払い下げのカマボコ兵舎の利用、焼け残りの客車、バスを利用した教室での授業のほか、実際に青空教室まで出現し、二部授業で急場をしのぐ有様であった。

一方、占領に伴い、国・公・私立の学校施設四八、社会教育施設二四、計七二の施設が占領軍により接収されたが、二十七年の平和条約発効までにその約半数が解除され、残余については閣議決定に基づく補償等が行なわれた。

また、戦時中から校舎を軍施設や工場に転用したり、校舎に罹災者を収容するなど、教育目的以外に使用する例が多かったが、この状況は戦後まで持続していた。一方、疎開児童の復帰、新学制の実施等で校舎の不足はいよいよはなはだしく、校舎の不当使用が教育上に与える影響が大きかった。このような状況に対し二十三年十一月総司令部は日本政府に対し、教育施設の不当使用の禁止について覚書を送り、政府は翌二十四年二月「学校施設の確保に関する政令」を公布した。この政令は、二十七年四月に法律に改められたが、二十六年十一月までに四、一五四教室、約二三万平方メートルの不当使用が解除された。

第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展
第一章 戦後の教育改革（昭和二十年～昭和二十七年）
第八節 社会教育

○終戦直後の昭和二十年九月、文部省はとりあえず「新日本建設の教育方針」を発表したが、その中で社会教育に関しては、国民道義の高揚と国民教養の向上が新日本建設の根底をなすものであるので、成人教育その他社会教育の全般にわたってその振興を図りたいこと、国民文化の興隆を進めたいこと、お

よび統制によらない自発的な青少年団体を育成したいことなどを述べている。

○昭和二十年十一月の大臣訓令および次官の依命通牒「社会教育振興ニ関スル件」をもとに活動を開始するのである。その次官通牒には、都道府県における社会教育専管課の設置、青少年・婦人団体などの育成、学校施設の開放と教職員の協力、社会教育団体の活動促進、図書館・博物館等の整備、増設、各種講座の開設など、戦後施策の基本的な方向がうたわれた。

○二十一年四月には、戦後の教育改革の根本的な指針を示した第一次米国教育使節団の報告書が公表されたが、この報告書は、社会教育に関しては、日本の民主化をすすめる上での成人教育の重要性を指摘し、具体的には、行政の民主化、指導者および図書館などの充実、PTAの奨励、大学などの開放を勧告するとともに、討議や話し合いを重視する方法上の改革をも示唆した。

○教育基本法においては、社会教育は国および地方公共団体において奨励されなければならないこと、および図書館・公民館等の施設の設置や学校施設の利用などによってその目的の実現に努めなければならないという基本原則が定められた。また、学校教育法においても、学校は学校教育上の支障のない限り社会教育に関する施設を付置したり、学校の施設を社会教育などのために利用させたりすることができるとする条項が設けられた。

○この二法律の制定に当たり、文部省では、学校教育に並ぶ分野として社会教育に関する法制を整備する必要を感じ準備を進めたが、昭和二十三年四月、先に述べた教育刷新委員会からの社会教育関係立法の急速な実現を要望する建議を受けて、社会教育法案の立案作業が具体化することとなった。

○社会教育法は、社会教育に関する国および地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とし、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用および通信教育など社会教育全般にわたって社会教育と社会教育行政との関係を規定したものであって、わが国ではじめて社会教育行政に法的根拠を与えた画期的な法律である。

○民主主義についての理解をできるだけ早く国民に普及、徹底させることが、戦後の政府に課せられた命題であったが、緊急措置として社会教育行政が担当したものに公民啓発運動と新憲法普及運動とがある。

○前者は、公民教育講師講習会を大規模に実施するとともに、総選挙に対する心がまえを教えることを眼目とした母親学級を当時の国民学校を中心として開設するよう奨励した。

後者は、新憲法公布記念公民館の設置を奨励したり、公民館に新憲法普及講座の開設奨励金を交付したりする一方、当時の大学・高等専門学校に新憲法の解説などを内容とする文化講座の開設を委嘱した。

○これらの施策の中にすでに見られるように、社会教育の方法として学級・諸講座が取り上げられているが、特に、いわゆる学校開放講座が活発に進められたことは注目に値する。学校開放の事業は、米国教育使節団の報告書にも成人教育の大きな推進力として掲げられていたが、文部省もこれを強力に奨励し、小・中学校において母親学級、社会学級・講座などが実施されるとともに、大学等においては文化講座、専門講座、夏期講座などが大学人の意欲的な協力によって実施され、学校教育と社会教育との密接な提携が実現を見たのである。社会学級の中でもやや組織的、系統的な形態をとる成人学校はおもに都市に発達したが、二十四年に神奈川県川崎市にはじまり、やがて全国に普及した。その他さまざまな名称の学級や講座が成人教育として行なわれるようになったが、公民館の設置が進むにつれ、それらは学校開放としてだけでなく、公民館で開催されることも多くなった。

第3章 教育白書・文部科学白書から見た学校施設開放事業の歩み

法務省ホームページ（出典）

教育白書 昭和28、34、37、39、45、50、55、63、
平成元年度から12年度まで毎年度、

文部科学白書 平成13年度から毎年度
から学校施設開放事業に関する記事を整理する。

昭和28年							昭和55年		昭和63年	
部		平成34年度	平成37年度	平成39年度	平成45年度	平成50年度		生涯学習の現状と課題	文教施策動向と展開	
章	社会教育						戦後30年の教育の推移 昭和50年代前期の教育施策の動向	生涯学習と学校	体育・スポーツ及び健康教育の振興	
節	社会教育施設						社会教育・スポーツ・文化 社会教育・スポーツ・文化	生涯学習機関としての学校	生涯スポーツの推進	
項	学校開放	記述なし					学校開放 スポーツ	スポーツ 社会体育施設の整備	学校の機能、施設の社会への開放	スポーツ施設の整備

昭和28年度 学校開放

まえがき

学校は、本来学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、しかし学校のもつ公共性という立場から学校教育に支障のない限り、その施設は社会教育のために開放されねばならない。このことは現下の学校教育と社会教育とが両々相まってこそ初めて真の国民の教育がその成果をおさめうるものであり、さらに学校が積極的に地域教育計画の推進に参画することが地域社会学校のありかたでもあるという新しい教育観に基くものである。

これらの目的のために学校の教職員およびその施設・設備の一部もしくは全部を開放して社会教育のために資するものを学校開放という。

a 現状

昭和24年以降文部省が委嘱した学校開放講座の概況は次のとおりである。

(1) 専門講座

(a) 実施目的 この講座は国立または公立の大学の希望に基き文部省が大学設置地域の一般成人に専門的学識知識を習得させるために大学の学校開放講座として開設を委嘱し、地方文化の進展に寄与することを目的とするものである。

.....

(2) 社会学級講座

(a) 実施目的 この講座は社会教育法第24条第3項の規定*による小中学校の学級開放講座で、その主な目的は開設市町村地域における一般成人の文化的教養の向上と職業および産業に関する科学的知識技能の啓培を図ることにおかれている。

* 社会教育法（社会教育の講座）

第四十八条

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において

て開設する。

(b) 現状 昭和26年度の概略を示せば受講生数総は779,915(男323,246女456,769)に上り、これが実施のための市町村費追加額11,755,521円、地方における教育施設として重要視され、かつその効果もきわめて大きいものがある。

(3) 国民科学講座

(a) 実施目的 この講座は広く国民一般の文化的生活水準の向上をはかるためのもので、特に産業に関する科学技術指導および生活に関する科学教育を行い、一般成人の科学的性格の啓培とその生活面への実践とを一層促進することを目的としている。

.....

特に都市地域における学校開放講座の形態は通称成人学校とよばれ、一般成人層個々の必要性、関心・興味・希望に対する適応性、その教育内容および方法の組織的体系化など合理的教育活動として都市成人教育施設として重要な分野をしめている。

今後の問題点としては次の諸項をあげることができる。

b 今後の問題点

(1) 文部省委嘱講座が各都道府県における学校の開放振興の重大な契機をなしているのに鑑み、さらにその委嘱数ならびに金額を増加し、地方公共団体においてもその全面的実施普及をめざして財政的措置を講ずること。

(2) 学校開放講座の合理的・効果的な企画と運営方法に関する研究を促進すること。

(3) 各市町村地区においては公民館等の社会教育施設で行う活動と、学校開放活動との連絡協調を図り、活動の効果を大ならしめるよう適切な措置を講ずること。

昭和55年度 社会教育・スポーツ・文化

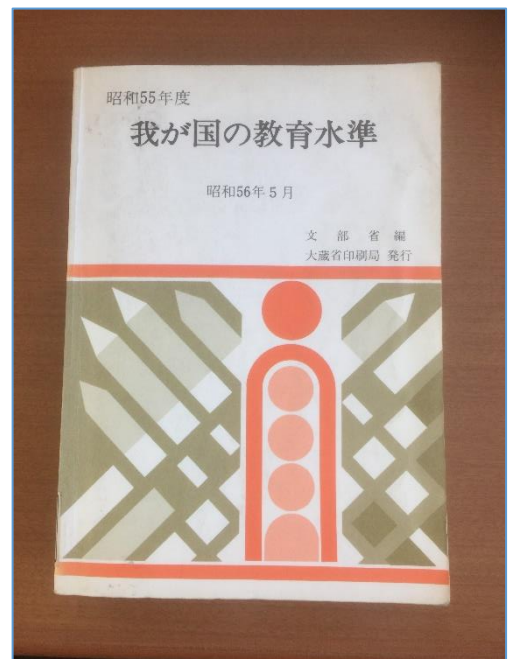
○教育委員会における社会教育事業の実施状況

..... 社会教育学級・講座や指導者研修など各種の社会教育事業は、教育委員会や公民館等の社会教育施設で実施している。.....

これらの開設場所をみると、公民館などの社会教育施設を利用するものが最も多い。なお、少年及び成人一般を対象とするものは、小・中・高等学校の施設を利用するものも比較的多い。.....

○学校の体育施設の利用については、地域住民の体育・スポーツ活動に対する要求にこたえ、日常生活の中で体育・スポーツ活動ができるように、従来から学校教育に支障のない範囲で地域住民に学校体育施設の開放を推進しており、そのための国庫補助が行われている。

昭和53年度間の公立学校体育施設の開放率をみると、屋外運動場74.2%、屋内運動場(体育館)77.3%となっている。



○昭和 52 年度には、地域住民の体育・スポーツ活動を促進するため、学校体育施設開放事業の補助対象が大幅に増加され、さらに、53 年度には、新たに、自然の中で伸び伸びと楽しく基礎体力づくりを行うための「野外活動施設(グリーンスポーツ施設)」, ママさんバレーボール等のための身近な小規模体育館, 及び学校体育施設開放事業を効果的に行うための指導者の宿泊可能な施設(スポーツ開放センター)の整備に要する経費の補助が開始された。

昭和 6 3 年度 学校の機能, 施設の社会への開放

○学校施設の地域住民への開放は、従来から積極的に行われている。公立小, 中・高等学校施設の開放状況を見ると、昭和59年度に屋外運動場を開放した学校は、小学校で約84%, 中学校で約78%, 高等学校では約45%に上っており、また、屋内運動場を開放した学校は、小学校で約86%, 中学校で約81%, 高等学校で約33%となっている。また、大学についても、昭和59年度に校庭等の体育施設を開放した大学は358校(全体の約78%)に上り、利用者数も延べ約177万人に達している。

また、文化教養活動のための学校施設の利用は、体育・スポーツ活動のための利用に比べてまだ少ないものの、その希望は今後ますます増加する傾向にある。特に大学の図書館は、高度な学術・文化等に関する膨大な資料を所蔵しており、生涯学習社会における情報センターとしてその果たす役割は大きい。昭和61年度には、全大学の96%に当たる454大学が図書館を一般に開放し、その利用者数は約24万人であった。

昭和 6 3 年度 スポーツ施設の整備

○体育・スポーツ施設全体の54%を占める学校体育施設を地域住民のスポーツ活動の場として活用することも重要な課題となっており、そのため、学校体育施設の開放を促進するよう指導するとともに、従来から、市町村教育委員会が実施する学校体育施設開放事業や夜間照明施設, クラブハウス等の整備事業に対して、助成措置を講じている。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

トップ > 白書・統計・出版物 > 白書 > 教育白書

● 教育白書

平成12年度

平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度
平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度
平成3年度	平成2年度	平成元年度	昭和63年度
昭和55年度	昭和50年度	昭和45年度	昭和39年度
昭和37年度	昭和34年度	昭和28年度	



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

トップ > 白書・統計・出版物 > 白書 > 文部科学白書

● 文部科学白書

平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
平成21年度	平成20年度	平成19年度	
平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
平成14年度	平成13年度		

部		文教施策の動向と展開		
平成5年度	章	生涯学習の振興	文教施設の整備充実	体育・スポーツ及び健康教育の振興
	節	学習需要の喚起と学習機会の提供	文教施設の整備充実のための方策	体育・スポーツ施設の整備充実
	項	学習機会の提供	初等中等教育施設の整備方策	スポーツ施設の整備
	目	生源学習と学校 学校の機能・施設の社会への開放 学校開放講座	学校施設整備指針等の整備	学校体育施設の整備
01年度	○		○	
02年度	○		○	
03年度	○		○	
04年度	○		○	
05年度	○	○	○	
06年度	○	○	○	
文教施策の動向と展開				
07年度	生涯学習社会の構築を目指して 学習機会の拡充		スポーツの振興 生涯スポーツの推進	
	地域に根ざした小・中・高等学校		スポーツを行う場の整備	様々なスポーツイベントの開催
	学校施設の開放	余裕教室の転用	スポーツを行う場の整備	地域における生涯スポーツの推進
	○	○	○	○
08年度	○	○	学校体育施設の開放 、○	
09年度	○	○	学校体育施設の利用促進 ○	地域スポーツクラブの育成 とスポーツ団体への支援 ○

平成元年度 学校施設の開放

○学校施設の地域住民への開放は、従来から積極的に行われている。公立小・中・高等学校施設の開放状況をみると、昭和59年度に運動場を開放した学校は、小学校で約84%、中学校で約78%、高等学校で約45%に上っており、また体育館を開放した学校は、小学校で約86%、中学校で約81%、高等学校では約33%となっている。

○また、文化教養活動のための学校施設の利用は、スポーツ活動のための利用に比べてまだ少ないものの、その希望は今後ますます増加する傾向にある。

○施設開放に伴う課題としては、施設管理の責任、事故防止などが挙げられるが、これらの管理責任の在り方を明確にするとともに指導員の配置などを工夫し、開放事業を一層拡充するよう努めることが必要である。

平成5年度 学校施設整備指針等の整備

○現在、児童生徒数の減少に伴い発生している余裕教室の有効利用が求められており、文部省では、平成5年4月、余裕教室の活用を図る際の計画策定及び実施についての基本的考え方、留意点等を取りまとめた「余裕教室活用指針」を策定した。

平成元年度 学校体育施設の開放

○体育・スポーツ施設全体の54%を占める学校体育施設を地域住民の身近なスポーツ活動の場として活用することも重要な課題となっている。

そのため、学校体育施設の開放を促進するとともに、従来から、市町村教育委員会が実施する学校体育施設開放事業や夜間照明施設、クラブハウス等の整備事業に対して、助成措置を講じている。その結果、公立小・中・高等学校の施設開放率は、昭和59年度において体育館78.7%、運動場78.5%となっている。また、臨時教育審議会答申を受けて、昭和62年5月に改めて通知を発し、開放を促している。

平成7年度 地域における生涯スポーツの推進

○都道府県や市町村では、地域住民のスポーツ活動を奨励するため、スポーツ教室やスポーツ大会等の各種スポーツ事業を実施しており、文部省では、これらに対する補助を行っている。

○平成7年度から、新たに、地域住民が気軽に参加できる地域スポーツクラブの育成を図るため、「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施している。

＜総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業＞

障害者を含め子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が気軽に参加できる総合型の地域スポーツクラブを育成するため、クラブが拠点とする地域スポーツセンター等において、有資格指導者の配置、スポーツ教室・大会、各種研修会等を行うとともに、運営委員会を設置し、その組織づくりやクラブ員募集等のための広報活動等を行う。

部 章 節 項 目	文教・科学技術施策の動向と展開				
	生涯学習時代の社会教育の活性化に向けて		新たな時代の文教施設を目指して	スポーツの振興と青少年の健全育成に向けて	
	地域で子どもを育てる環境の整備	多様な学習機会の充実	特色ある学校施設の充実に 向けて	生涯スポーツ社会の実現	
13年度	体験活動の推進	地域に根ざした学習機会の提供	特色ある学校施設づくり	地域におけるスポーツクラブの育成	スポーツを行う場の整備
		余裕教室を活用した「地域ふれあい交流事業」の推進	余裕教室の活用	総合型地域スポーツクラブの全国展開	公共スポーツ施設の利用促進
10年度		○	○	○	○
11年度		○	○	○	○
12年度		○	○	○	○
13年度	○	○	○	○	○
14年度	○	○	○	○	○
15年度	○	○	○	○	○
16年度	○	○	○	○	○
17年度	○		○	○	○
18年度	○		○	○	○

平成13年度 体験活動の推進 全国子どもプラン

○平成11年6月の生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」においては、生活体験・自然体験などが豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実している傾向が見られることを踏まえ、異年齢の友達や地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を意図的・計画的に提供していくことにより、子どもたちに「生きる力」をはぐくんでいくことが重要であると指摘しています。

文部科学省では、同答申も踏まえつつ、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備するため、「全国子どもプラン

(緊急3ヶ年戦略)」を策定し、関係省庁とも連携した子どもの多彩な体験活動機会と場の充実などをはじめとする施策を、推進しています。

平成14年度 新子どもプランの推進

- 平成14年度からは完全学校週5日制の下、これまでの実績を踏まえた「新子どもプラン」を策定し、
- ・学校内外を通じた子どもたちの多様な奉仕活動・体験活動の推進体制の整備や、「子どもセンター」などの親や子どもに対する様々な体験活動等に関する情報提供の充実
 - ・各省庁と連携した共同事業や地域住民の協力による子どもたちの週末等における様々な活動支援など、子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大
- 子ども放課後・週末活動など支援事業
- 地域のスポーツ指導者・大学生・高齢者などの地域資源を活用し、地域の実情に応じた放課後、週末、長期休業日を通じた地域教育力の活性化に向けたモデル事業実施
- ・親や子どもからの相談に24時間電話で対応できる体制の整備や、地域における子育て支援ネットワークづくりなど、家庭教育への支援

平成16年度 地域に根ざした学習機会の提供 教室等学校施設の開放

○学校は、子どもたちにとって教育の場であるとともに、地域住民の学習・スポーツ・文化活動の場でもあることから、学校教育に支障のない限り、週末などにおいても子どもたちの活動の場として開放するとともに、地域住民の様々な活動の拠点として、学校が有する教育機能や施設を地域に開放することが期待されています。

文部科学省では、安全管理に万全を尽くして、学校施設の開放を積極的に推進していくため、学校の施設整備への補助や、「地域子ども教室推進事業」など学校を活用した様々な学習機会の提供を推進しています。

★平成17年度から「多様な学習機会の提供」の項目から、「学校施設の開放」の項目がなくなった。

平成18年度

○新子どもプランの推進

文部科学省では、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、11年度に「全国子どもプラン(緊急3か年戦略)」を、14年度からは「新子どもプラン」を策定し、関係省庁とも連携して、子どもの多彩な体験活動の機会と場の充実などをはじめとする施策を推進してきました。

○教室など学校施設の開放

学校は、子どもたちにとって教育の場であるとともに、地域住民の学習・スポーツ・文化活動の場でもあります。したがって、学校教育に支障のない限り、週末なども子どもたちの活動の場として開放す

るとともに、地域住民の様々な活動の拠点として、学校が有する教育機能や施設を地域に開放することが期待されています。

文部科学省では、安全管理に万全を尽くして、学校施設の開放を促進するため、学校施設の整備や、「地域子ども教室推進事業」など学校を活用した様々な学習機会の提供を推進しています。

○余裕教室・廃校施設の活用

近年、少子化による児童生徒数の減少などに伴い、余裕教室や廃校施設が増えてきています。学校施設は地域住民の多様な活動の拠点であることから、余裕教室や廃校施設については、各学校・地域の実情やニーズに応じて有効に活用することが重要です。現在、これらは、特別教室やカウンセリングルームなどとして、また、地域への開放という形で活用されているほか、公民館などの社会教育施設や児童福祉施設など学校教育以外の用途でも活用されています。

文部科学省では、余裕教室や廃校施設が有効に活用されるよう、活用指針の作成や、学校以外の施設に転用する場合の財産処分手続の簡素化・弾力化、活用事例を紹介したパンフレットの作成・配付など、地方公共団体の創意工夫を促す支援に努めています。

○総合型地域スポーツクラブの全国展開

総合型クラブの全国展開に関して、平成22年までの到達目標を以下のように掲げています。

- 1 全国の各市区町村において少なくとも一つは総合型クラブを育成する。
- 2 各都道府県において少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成する。

平成18年7月現在、全国786市区町村において、2,416の総合型クラブが育成されています。

また、これら総合型クラブが継続的・安定的に運営されるために、広域スポーツセンターは個々の総合型クラブだけでは解決できない課題に対応し、適切な指導・助言を行うなど、総合型クラブの活動全般について効率的に支援する機能を持っています。平成18年4月現在、41都道府県において設置されています。

○プールの安全確保について

平成18年7月31日、埼玉県ふじみ野市市営プールにおいて、女児がプールの吸水口に吸い込まれて死亡する事故が起きました。この事故を受け、文部科学省は、市民プールや学校プールについて調査を行い、安全対策に不備のあるプールについては使用を中止するよう要請しました。

また、文部科学省や国土交通省を中心に設置された「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」を通じて、民間施設を含めたすべてのプールを対象に、安全確保のための緊急自主点検をするよう呼びかけました。さらに、プールの施設面・管理運営面で参考となる留意事項等をまとめた「プールの安全標準指針」を策定しています。

部		文教・科学技術施策の動向と展開			
平成24年度	章	生涯学習社会の実現と教育施策の総合的推進	安全で質の高い学校施設の整備	スポーツ立国の実現	
	節	社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり	快適で豊かな施設環境の構築	住民が主体的に参画する地域のスポーツ活動の充実	
	項	地域全体で子供を育む環境づくりに向けた取組	地域と連携した学校施設づくり	総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備	
	目	「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」の推進	余裕教室・廃校施設の活用	コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進	身近なスポーツ活動の場の確保・充実
24年度		○	○	○	○
25年度		○	○	○	○
26年度		○	○	○	○
部		文教・科学技術施策の動向と展開			
平成27年度	章	生涯学習社会の実現	安全で質の高い学校施設の整備	スポーツ立国の実現	
	節	社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり	快適で豊かな施設環境の構築	スポーツを通じた健康増進	スポーツを通じた地域活性化
	項	社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進	余裕教室・廃校施設の有効活用	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	地域のスポーツ施設の整備
	目	放課後子供教室		地域のスポーツ環境の整備（総合型地域スポーツクラブの育成・推進）	
		○	○	○	○
28年度		○	○	○	○
29年度		○	○	○	○
30年度		○	○	○	○
部		文教・科学技術施策の動向と展開			
令和元年度	章	生涯学習社会の実現	安全・安心で質の高い学校施設の整備	スポーツ立国の実現	
	節	社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり	快適で豊かな施設環境の構築	スポーツを通じた健康増進	スポーツを通じた地域活性化
	項	社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進	廃校施設・余裕教室の有効活用	スポーツ実施率向上のための施策	地域のスポーツ施設の整備・運営
	目	地域と学校の連携・協働の現状		スポーツを実施するための環境整備	
		○	○	○	○

平成27年度

○放課後子供教室

平成19年度から保護者や地域住民の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため、「放課後子供教室」を推進しています。27年度は全国で1万4,392教室が開設されています。

放課後子供教室は、厚生労働省が留守家庭児童を対象に実施している放課後児童クラブと連携し、「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

○余裕教室・廃校施設の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って余裕教室や廃校施設が生じています。余裕教室や廃校施設は、元は公立学校として、国庫補助や設置者である地方公共団体の財源、すなわち国民・住民の貴重な税金で整備されたものであるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが求められています。余裕教室は、放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域防災用備蓄倉庫など学校以外の用途に活用されている事例もあります。廃校施設は、社会体育施設や社会教育施設、社会福祉施設や民間企業の工

場、宿泊施設などに活用されている事例もあります。

文部科学省では、活用事例や活用に当たって利用可能な補助制度をパンフレット等で周知するとともに、国庫補助を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合等に必要となる財産処分手続を弾力化・簡素化し、有効活用を促しています。

また、廃校施設の活用支援の取組として、活用されていない廃校施設の情報を集約し、文部科学省のウェブサイト上で公表することによって活用希望者とのマッチングを支援する「みんなの廃校プロジェクト」を展開しています。

○地域のスポーツ環境の整備（総合型地域スポーツクラブの育成・推進）

総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族の触れ合い、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

全国の総合型クラブの数は、平成27年度に3,550クラブとなっており、クラブ設置率（全市区町村数に対する総合型クラブが設置されている市区町村数の割合）は、同年度に80.8%に達しています。

「平成27年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、総合型クラブの現在の課題として、「会員の確保」や「財源の確保」、「指導者の確保」などが挙げられています。総合型クラブがこうした課題に対処し、継続的・安定的に活動することができるよう、スポーツ庁では、持続可能な活動の推進に向けた取組の指針、さらに指針の到達に向けて現状を把握し改善するための点検・評価に用いる評価指標を策定し、地方公共団体や総合型クラブによる評価指標等を活用した自己点検・評価の継続的実施の促進を図っています。

また、総合型クラブ間のネットワークの構築を強化し、指導者の共有化やトップアスリートによるスポーツ教室の共同開催、スポーツ施設・設備の共同利用などを通じて、総合型クラブにおいて魅力あるスポーツサービスを継続的に提供するための体制の整備に取り組んでいます。

○地域のスポーツ施設の整備

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたり、これらにおいてスポーツ施設の果たす役割は重要です。

これまで、文部科学省においては、学校施設環境改善交付金等による学校体育施設・社会体育施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等に取り組んできました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制度による民間活力の導入、地域住民がスポーツに親しみ、交流する場としての学校施設の開放等によりスポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められてきました。

一方、「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体育・スポーツ施設数は、昭和60年度をピークに減少に転じています。背景として少子化による廃校や財政の逼（ひっ）迫、老朽化、利用者数の低迷等の影響が考えられ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を継続的に提供することが課題になっています。また、スポーツ施設が地域に貢献していくために、国際化・多様化を見据えたユニ

バーサルデザイン化、大規模災害の発生を踏まえた耐震化や防災性の向上、更なる民間のノウハウの導入による魅力の向上、地域コミュニティの中核施設としての地域活性化等を図っていくことが求められています。さらに、スポーツを通じた経済活性化の観点から、主にスポーツを観戦する施設がより魅力ある場所となるよう、効果的な施設整備や弾力的な運営を通じ、施設単体の収益性を高めるとともに、スポーツ産業全体への貢献が期待されています。

スポーツ庁設立に伴い、これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

令和元年度

○地域と学校の連携・協働の現状

地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は19,260教室が実施され、中学生・高校生等を対象とした原則無料の学習支援である「地域未来塾」は3,316か所で実施されています。

○廃校施設・余裕教室の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設や余裕教室が生じています。廃校施設や 余裕教室は、元は公立学校として、国庫補助や設置者である地方公共団体の財源、すなわち 国民や住民の貴重な税金で整備されたものであるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが求められています。廃校施設は、社会体育施設や社会教育施設、社会福祉施設 や民間企業の工場、オフィス、宿泊施設などに活用されている事例もあります。余裕教室 は、放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域防災用備蓄倉庫、保育所など学校以外の用途に活用されている事例もあります。

文部科学省は、廃校施設の活用にあたって利用可能な補助制度をパンフレット等で周知し ています。また、国庫補助を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合等に必要となる財産処分手続を弾力化・簡素化し、有効活用を促しています。

加えて、廃校施設の活用事例集を作成したり、活用されていない廃校施設の情報を集約 し、文部科学省のウェブサイト上で公表したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりすることによって、廃校活用を支援する「みんなの廃校プロジェクト」を展開しています。

○スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（「以下、「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和元年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数

(創設準備中を含む)は、令和元年度現在で、3,604クラブとなっており、クラブ育成率(全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合)は、80.5%に達するなど、全国の各地域でスポーツを実施するための環境整備が進んでいます。

他方で、自己財源率が50%以下となっているクラブや運営の改善を図るためのPDCAサイクルが定着していないクラブも少なくない状況となっており、令和元年8月に「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」をスポーツ庁長官決定し、「地域におけるスポーツの環境づくり」において、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図ることとしており、登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、登録・認証制度を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進)に取り組むこととしています。

また、地域におけるスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしています。

○地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

これまで、スポーツ庁は、学校施設環境改善交付金等による地域スポーツ施設(社会体育施設)・学校体育諸施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等に取り組んできました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制度による民間活力の導入、地域住民がスポーツに親しみ交流する場としての学校施設の開放等によりスポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められてきました。

一方、令和2年4月に公表した「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体育・スポーツ施設数は、学校体育施設については継続して減少し、地域住民のスポーツ環境となる社会体育施設についてはほぼ横ばいとなっています。今後、施設の老朽化、財政のひっ迫、人口減少などに対応しつつ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を提供することが課題となっています。このため、平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、令和元年度には個別施設計画策定を通じた施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けのセミナーを開催しました。さらに、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、

「学校体育施設の有効活用の関する手引き」を2年3月に策定しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

3 学校開放事業を前提とした施設水準の確保

- 既存の学校体育施設を改修する場合でも、トイレ、更衣室等、学校開放事業を前提とした施設水準の確保を検討することが望ましい。
- その際、防災拠点としての機能の強化、バリアフリー化など、施設毎に求められている他のニーズへの対応ともあわせて、効率的な整備が行われるよう検討する必要がある。例えば、学校体育施設のバリアフリー化は、平常時・災害時の施設の利用しやすさの向上だけでなく、障害者も含めた地域のスポーツ実施率の向上にも効果が期待できるものである。
- 他にも、利用者が安心して施設を利用できるよう、施設に起因する事故の防止、例えば体育館の場合は、床板剥離による負傷事故への対策を徹底する必要がある。(適切な清掃、点検、業務委託時の仕様設定、長期的な改修計画の検討(シート等剥離の少ない工法での改修を含む)、利用者への注意喚起等)